

官報

号外

昭和二十八年七月二十四日

第十六回 参議院會議錄第二十六号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午前十一時二分開議

議事日程 第二十五号

昭和二十八年七月二十四日

午前十時開議

第一 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十一号)の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第三 職業安定組織の構成に関する条約(第八十八号)の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第四 日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第五 歯科医師法の一部を改正する法律案(林了君発議)

(委員長報告)

第六 国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第八 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第九 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第一〇 昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一一 相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一二 国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件(正倉院の件)(衆議院送付)

(委員長報告)

第一三 国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件(皇居の件)(衆議院送付)

(委員長報告)

第一四 自治大学校設置法案(内閣提出)

(委員長報告)

第一五 日本航空株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一六 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一七 鉄道敷設法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一八 郵便物運送委託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第一九 奈良県八木町の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二〇 奈良県丹波市町の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二一 奈良県二階堂村の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二二 北海道愛別村の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二三 埼玉県御正村の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二四 埼玉県吉見村の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二五 埼玉県小原村の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二六 高知県佐川町の地域給に關する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第三〇 高知県尾川村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三一 高知県野根町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三二 高知県窪川町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三三 高知県名野川村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三四 高知県戸波村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三五 高知県大崎村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三六 高知県山田町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三七 高知県香南地区の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三八 高知県佐岡村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三九 高知県加茂村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四〇 高知県蓮池村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四一 高知県久礼町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四二 高知県喜浜町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四三 高知県安芸町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四四 高知県池川町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四五 高知県本山町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四六 高知県甲浦町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四七 高知県弘岡中ノ村外八箇村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四八 高知県伊尾木村外五箇村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四九 高知県吾桑村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五〇 鹿児島県東市来町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五一 佐賀県春日村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五二 岡山県藤戸町の地域給に關する請願(二件) (委員長報告)

第五三 岡山県北川村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五四 岡山県神庭村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五五 石川県久常村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五六 宮城県三本木町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五七 岐阜県下呂町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五八 埼玉県市田村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五九 宮城県三股町の地域給に關する請願(二件) (委員長報告)

第六〇 宮城県東郷村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六一 新潟県柏崎市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六二 大分県安心院町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六三 大分県大野町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六四 熊本市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六五 熊本県八代市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六六 福岡県北山村の地域給に關する請願 (委員長報告)

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議錄第二十六号

第六七 福岡県御笠村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八六 香川県豊田村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇五 兵庫県三日月町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第二四 群馬県黒保根村の地域 給に關する請願(二件) (委員長報告)	第一四二 石川県七塚町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第六八 福岡県竹野村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八七 香川県上笠居村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一〇六 兵庫県西庄村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二五 岐阜県大井町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一四三 石川県高松町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第六九 福岡県水郷村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八八 香川県大窪村外七箇村の 地域給に關する請願(二件) (委員長報告)	第一〇七 兵庫県中安村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二六 岐阜県長島、大井町の 地域給に關する請願 (委員長報告)	第一四四 石川県宇ノ気町の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第七〇 福岡県甘木町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八九 愛知県豊橋市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇八 兵庫県真山村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二七 岐阜県東野村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一四五 香川県比地二、勝間河 村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七一 福岡県東山村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九〇 愛知県安城市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇九 兵庫県江川村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第二八 岐阜県武井村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一四六 愛媛県大洲町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七二 福岡県船越村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九一 三重県鳥羽町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一〇 鹿児島県下飯村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第二九 岐阜県釜戸村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一四七 佐賀県久保田村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第七三 福岡県御原村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九二 静岡県戸田村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一一 千葉県流山町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第三〇 静岡県清水村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一四八 群馬県室田町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七四 福岡県安徳村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九三 広島県常金丸村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一一二 岐阜県洲原村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	三一 静岡県大平村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一四九 岩手県滝沢町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七五 福岡県安川村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九四 群馬県総社町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一三 岐阜県中有知村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	三二 静岡県長泉村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五〇 岡山県上道町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七六 福岡県筑陽村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九五 愛知県西尾町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一四 岐阜県妻木町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	三三 岡山県勝間田町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第一五一 奈良県賀名生村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第七七 福岡県神奈町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九六 滋賀県永源寺村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一一五 兵庫県川辺村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	三四 岡山県福田村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五二 奈良県宗檜村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七八 福岡県木屋村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九七 兵庫県豊岡市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一六 兵庫県寺前村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	三五 岡山県山崎村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五三 奈良県白銀村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第七九 福岡県杷木町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九八 兵庫県長谷村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一七 兵庫県中寺村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	三六 高知県田野町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五四 岡山県吉備町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八〇 秋田県七滝村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	九九 兵庫県大広村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一一八 兵庫県甘地村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	三七 宮崎県都城市の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五五 岡山県鏡野町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八一 鹿児島県財部町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	一〇〇 兵庫県佐用町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一一九 兵庫県中寺村外十二箇 村の地域給に關する請願 (委員長報告)	三八 岡山県美作町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五六 岡山県大宮村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八二 香川県辻村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	一〇一 兵庫県徳久村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	一二〇 埼玉県百間村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	三九 岡山県大井町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五七 岡山県國府村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三 香川県一宮村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	一〇二 兵庫県久崎町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	一二一 群馬県多胡村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	四〇 岡山県大井町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第一五八 石川県小松市の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八四 香川県榎井村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	一〇三 兵庫県石井村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	一二二 新潟県地藏堂町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	四一 千葉県木更津市の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第一五九 埼玉県北泉村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八五 香川県財田村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	一〇四 兵庫県平福町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	一二三 群馬県東村の地域給に 関する請願(二件) (委員長報告)	四二 千葉県津田沼町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第一六〇 群馬県波川町の地域給 に關する請願 (委員長報告)

- 第一六一 群馬県境町・地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第一六二 群馬県古馬牧村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一六三 群馬県薄根村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一六四 高知県宇佐町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一六五 高知県新居村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一六六 東京都五日市町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一六七 埼玉県太田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一六八 埼玉県別府村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一六九 山口県深川、仙崎両町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一七〇 山梨県小笠原町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一七一 愛知県寺津町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一七二 愛知県一色町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一七三 愛知県吉田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一七四 愛知県平坂町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一七五 愛知県幡豆町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一七六 愛知県福地村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一七七 群馬県宮城村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一七八 群馬県大間々町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一七九 茨城県吉沼村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一八〇 岡山県三谷、山田両村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一八一 埼玉県中山村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一八二 埼玉県出丸村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一八三 埼玉県三保谷村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一八四 埼玉県川角村の地域給
に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一八五 埼玉県入ッ保村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一八六 埼玉県伊草村の地域給
に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一八七 埼玉県金子村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一八八 埼玉県東金子村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一八九 埼玉県元狹山村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一九〇 埼玉県三ヶ島村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一九一 埼玉県宮寺村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一九二 埼玉県藤沢村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一九三 埼玉県小見野村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一九四 群馬県大川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一九五 滋賀県金田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一九六 滋賀県武佐村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一九七 滋賀県朝日野村外四箇
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一九八 埼玉県羽生町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一九九 埼玉県新倉村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇〇 石川県田鶴浜町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇一 群馬県高崎市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇二 山形県大山町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇三 東京都西多摩村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇四 群馬県桐生市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇五 静岡県佐倉村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇六 岐阜県津川市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇七 愛知県西浦町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇八 三重県上野市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇九 富山県魚津市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二一〇 大分県長洲町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二一一 三重県西黒部村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第二一二 群馬県玉泉村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二一三 千葉県本荻村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二一四 千葉県富里村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二一五 長野県戸倉、上山両
町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第二一六 埼玉県加須、不動両町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第二一七 教職員へのき手当引
上げ等に關する請願 (委員長報告)
- 第二一八 群馬県沼田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二一九 佐賀県鹿島村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二二〇 佐賀県鹿島町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二二一 愛知県常滑町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二二二 香川県池田町の地域給
に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第二二三 福岡県二日市町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第二二四 宮崎県宮崎市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第二二五 宮崎市の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
- 第二二六 宮崎県日南市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二二七 宮崎県小林市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二二八 宮崎県高岡町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第二二九 宮崎県門川町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三〇 宮崎県高鍋町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三一 宮崎県那珂村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三二 宮崎県志和池村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第三三 宮崎県北郷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三四 宮崎県飯野町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三五 静岡県袋井町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三六 奈良県馬見町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三七 石川県越路町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三八 石川県鶴川町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第三九 山口県蒲野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四〇 山口県當海村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四一 香川県志度町の地域給
に關する請願 (三件) (委員長報告)
- 第四二 長崎県対馬の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第四三 福島県若松市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四四 福島県上野村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四五 福島県一箕村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四六 千葉県鎌倉市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四七 埼玉県本庄町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八 群馬県桃野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九 広島県瀬野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇 三重県一守田町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五一 三重県豊浜、北浜両村
の地域給に關する請願 (委員長報告)

第二五二 三重県田丸町外三箇村

の地域給に關する請願

(委員長報告)

第二五三 三重県船越村外四箇村
の地域給に關する請願

(委員長報告)

第二五四 福島県勿来町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二五五 愛知県大野町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二五六 愛知県東浦町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二五七 愛知県大府町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二五八 愛知県篠島村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二五九 愛知県日間賀島の地

域給に關する請願 (委員長報告)

第二六〇 愛知県浅井町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二六一 秋田県神宮寺町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二六二 京都府福知山市の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二六三 鳥取県宝木村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二六四 石川県根上町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二六五 山口県大島町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二六六 福岡県立石村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二六七 福岡県田主丸町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二六八 福岡県浮羽町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二六九 福岡県福富村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二七〇 福岡県青木村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二七一 福岡県大濠村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二七二 福岡県大葉村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二七三 福岡県西牟田町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二七四 福岡県田口村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二七五 福岡県木佐木村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二七六 福岡県川口村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二七七 福岡県三潁村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二七八 福岡県大野島村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二七九 福岡県安武村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八〇 福岡県大塚村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八一 福岡県蒲池村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八二 福岡県大善寺町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二八三 福岡県昭代村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八四 福岡県木室村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八五 福岡県江上村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八六 福岡県城島町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八七 福岡県荒木町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八八 福岡県大川町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二八九 福岡県三又村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九〇 栃木県豊郷村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九一 栃木県城山村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九二 栃木県桑川村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九三 栃木県横川村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九四 栃木県古里村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九五 栃木県国本村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九六 佐賀県北波多村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二九七 佐賀県曲川村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第二九八 佐賀県南川町町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第二九九 佐賀県巨勢村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三〇〇 佐賀県鍋島村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三〇一 佐賀県神崎町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三〇二 佐賀県三田川村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三〇三 佐賀県蓮池町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三〇四 佐賀県塩田町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三〇五 佐賀県古枝村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三〇六 佐賀県中原村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三〇七 佐賀県旭村の地域給に

關する請願 (委員長報告)

第三〇八 佐賀県北茂安村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三〇九 佐賀県上峰村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三一〇 佐賀県大町町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三一一 佐賀県北方町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三一二 佐賀県福富村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三一三 佐賀県朝日村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三一四 佐賀県東多久村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三一五 佐賀県小城町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三一六 佐賀県北多久町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三一七 佐賀県南山村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三一八 山形県新庄市等の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三一九 石川県能登町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三二〇 石川県御田村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三二一 埼玉県八基村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三二二 埼玉県瀬戸村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三二三 愛知県大高町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三二四 愛知県八幡町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三二五 京都府大宮町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三二六 高知県室戸地区の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三二七 高知県川内村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三二八 高知県大楠村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三二九 鹿児島県大崎町の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三三〇 埼玉県金屋村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三三一 愛媛県中山町の地域給

に關する請願(二件)

第三三二 静岡県白羽村の地域給

に關する請願(二件)

第三三三 福岡県吉井町の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三三四 福岡県水分村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三三五 福岡県江南村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三三六 福岡県千年村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三三七 愛知県華母市の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三三八 高知県片地村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三三九 埼玉県高柳村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三四〇 埼玉県大岡村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三四一 埼玉県八和田村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

第三四二 埼玉県倉谷村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三四三 埼玉県七郷村の地域給

に關する請願 (委員長報告)

第三四四 埼玉県西吉見村の地域

給に關する請願 (委員長報告)

- 第三四五 埼玉県武里村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三四六 埼玉県仁手村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三四七 埼玉県原谷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三四八 埼玉県男沼村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三四九 埼玉県奈良村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三五〇 三重県三重郡の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三五一 三重県阿下喜町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三五二 三重県岡町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第三五三 三重県井田川村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三五四 三重県神辺村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三五五 千葉縣柏町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第三五六 栃木縣平石村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三五七 宮崎縣清武町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三五八 群馬縣富士見村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三五九 鹿兒島縣市來町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三六〇 高知縣小筑紫町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三六一 高知縣白田川村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三六二 高知縣十市村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三六三 高知縣明治村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三六四 宮城縣渡波町の地域給
に關する請願(二件) (委員長報告)
第三六五 宮城縣一迫町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三六六 宮城縣島矢崎村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三六七 青森縣三戸町外二箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第三六八 三重縣川崎村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三六九 滋賀縣桐原村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七〇 群馬縣伊勢崎市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三七一 千葉縣佐倉町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七二 千葉縣鴨川町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七三 埼玉縣黒浜村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七四 埼玉縣増林村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七五 埼玉縣上高野村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三七六 埼玉縣上尾町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七七 埼玉縣賀美村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七八 埼玉縣戸村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三七九 埼玉縣本郷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三八〇 埼玉縣羅羅村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三八一 岐阜縣広見町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三八二 岐阜縣今渡町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三八三 岐阜縣中町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第三八四 岐阜縣兼山町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三八五 岐阜縣御嵩町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三八六 岐阜縣上之郷村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三八七 岐阜縣久々利村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三八八 岐阜縣帷子村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三八九 岐阜縣土田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九〇 岐阜縣平牧村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九一 岐阜縣錦津村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九二 岐阜縣春里村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九三 岐阜縣笠置村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九四 岐阜縣三郷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九五 岐阜縣中野方村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第三九六 岐阜縣落合村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九七 岐阜縣福岡村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九八 岐阜縣遠山村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第三九九 岐阜縣遠山村の寒冷地
手当に關する請願 (委員長報告)
第四〇〇 宮城縣生田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四〇一 埼玉縣入間川町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第四〇二 埼玉縣秦村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第四〇三 埼玉縣豐野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四〇四 山口縣久賀町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四〇五 山口縣白木村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四〇六 山口縣日居村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第四〇七 山口縣沖浦村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四〇八 山口縣佐賀村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四〇九 山口縣平生町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四一〇 栃木縣島山町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四一一 埼玉縣富多村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四一二 埼玉縣久喜町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四一三 埼玉縣広田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四一四 埼玉縣屈間村小、中学
校の地域給に關する請願 (委員長報告)
第四一五 埼玉縣原市場村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第四一六 埼玉縣名栗村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四一七 埼玉縣宗岡村外二箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第四一八 奈良縣田原本町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第四一九 三重縣深伊沢村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第四二〇 三重縣和具町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四二一 奈良縣朝和村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四二二 岐阜市の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
第四二三 岐阜縣那加町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四二四 兵庫縣相生市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四二五 兵庫縣港村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第四二六 兵庫縣奈佐村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四二七 兵庫縣奥津村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第四二八 兵庫縣口佐津村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第四二九 徳島縣鳴門市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四三〇 徳島縣辻町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第四三一 徳島縣加茂町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四三二 徳島縣郡里町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四三三 徳島縣桑野町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四三四 徳島縣久勝町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第四三五 徳島縣林町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第四三六 徳島市の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
第四三七 徳島縣牟岐町の地域給
に關する請願 (委員長報告)

- 第四三八 徳島県穴吹町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四三九 徳島県小松島市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四四〇 徳島県川田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四四一 徳島県半田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四四二 徳島県日和佐町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四四三 徳島県平島村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四四四 徳島県北井上村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四四五 徳島県山城谷村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四四六 徳島県岩倉町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四四七 徳島県上八万村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四四八 徳島県赤河内村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四四九 徳島県昼間町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五〇 徳島県三郷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五一 徳島県三野町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五二 徳島県脇田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五三 徳島県一条町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五四 徳島県貞光町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五五 徳島県緒町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第四五六 徳島県江原町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五七 徳島県石井町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四五八 三重県桃園村外四箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四五九 秋田県平沢町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四六〇 東京都青梅市の地域給
に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第四六一 三重県大里村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四六二 高知県後免地区の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四六三 高知県羽根村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四六四 高知県日下村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四六五 高知県三和、前浜兩村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四六六 高知県久礼田、國府兩
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四六七 岐阜県可児郡の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四六八 岐阜県太田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四六九 岐阜県下米田村西脇の
地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四七〇 岐阜県下中島村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四七一 山梨県田富村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四七二 山梨県河口村外二箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四七三 京都府養老村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四七四 広島県田島、横島兩村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四七五 岡山県雄神村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四七六 石川県松波町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四七七 長崎県獅子村外三箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四七八 鹿児島県川内市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四七九 福岡県津屋崎町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四八〇 福岡県東郷町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八一 福岡県赤間町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八二 福岡県福岡町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八三 福岡県神興村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八四 福岡県南郷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八五 福岡県大島村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八六 福岡県田島村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八七 徳島県羽ノ浦町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第四八八 徳島県八幡町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四八九 徳島県国府町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九〇 徳島県市場町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九一 徳島県新居町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九二 徳島県北島町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九三 徳島県川島、鴨島兩町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四九四 徳島県山瀬町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九五 徳島県横瀬町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九六 徳島県池田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九七 徳島県板東、板西兩町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第四九八 徳島県富岡町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第四九九 徳島県松島町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇〇 徳島県見能村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇一 徳島県堀江村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇二 徳島県南井上村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇三 徳島県大津村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇四 高知県八田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇五 長野県大里村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇六 福岡県豊津村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇七 群馬県太田市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇八 山梨県加納村、日下部
兩町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇九 山梨県玉峰村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五一〇 鹿児島県阿久根市の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第五一一 千葉県野田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五一二 千葉県鎌ヶ谷村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五一三 埼玉県影森村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五一四 埼玉県三尻村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五一五 埼玉県男衾村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五一六 宮城県大東村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五一七 石川県宇出津町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五一八 石川県飯田地区の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五一九 石川県宝立地区の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五二〇 山口県萩市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第五二一 山口県秋穂町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五二二 山口県阿須町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五二三 山口県鏑司村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第五二四 山口県仁保村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五二五 山口県大道村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五二六 山口県小餅村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第五二七 山口県大内村の地域給
に關する請願 (委員長報告)

- 第五二八 山口県東波村の地域給に
給に關する請願 (委員長報告)
第五二九 山口県島地村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三〇 山口県出雲村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三一 山口県小野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三二 山口県柳野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三三 山口県八坂村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三四 山口県串村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第五三五 山口県和田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三六 山口県鹿野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三七 山口県須金町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三八 山口県向道村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五三九 山口県中須村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五四〇 山口県長穂村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五四一 山口県須々万村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五四二 山口県米川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五四三 新潟県金沢村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五四四 新潟県横越村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五四五 岡山県茶屋町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五四六 石川県中島村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五四七 鳥取市外六十三箇市町
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第五四八 鹿兒島県隼人町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五四九 埼玉縣萩島村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五〇 埼玉縣水富村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五一 埼玉縣堀原村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五二 埼玉縣梅園村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五三 埼玉縣柏原村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五四 埼玉縣奥富村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五五 埼玉縣福田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五六 埼玉縣野本村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五七 埼玉縣高坂村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五八 埼玉縣唐子村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五五九 埼玉縣宮前村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五六〇 埼玉縣平村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第五六一 埼玉縣竹沢村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五六二 岡山県井原市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五六三 長崎縣崎尾村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五六四 埼玉縣七本木村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五六五 千葉縣我孫子町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五六六 岡山県馬屋上村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五六七 岡山県馬屋下村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五六八 岡山県野谷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五六九 高知縣新改村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五七〇 福岡縣城井村外六箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第五七一 佐賀縣砥川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五七二 静岡縣萩間村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五七三 広島縣藤尾村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五七四 岩手縣久慈町の地域給
等に關する請願 (委員長報告)
第五七五 京都府大江町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五七六 福岡縣池野村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五七七 福岡縣上西郷村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五七八 鹿兒島縣入來町の地域
給に關する請願 (二件) (委員長報告)
第五七九 鹿兒島縣西志布志村の
地域給に關する請願 (二件) (委員長報告)
第五八〇 愛知縣碧南市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五八一 埼玉縣秩父市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五八二 埼玉縣大和田町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五八三 埼玉縣大久保村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五八四 埼玉縣越ヶ谷、大沢兩
町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第五八五 埼玉縣吉岡村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五八六 埼玉縣鉢形村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五八七 埼玉縣豐岡町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五八八 群馬縣沢村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五八九 長野縣川中島村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五九〇 岐阜縣陶町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第五九一 岐阜縣陶町の寒冷地手
當に關する請願 (委員長報告)
第五九二 愛知縣三和村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五九三 宮城縣塩釜市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五九四 福岡縣京都郡の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五九五 鹿兒島縣の地域給に關
する請願 (委員長報告)
第五九六 石川県東谷奥村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第五九七 岐阜縣伏見町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五九八 福島縣赤井村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第五九九 千葉縣五井町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六〇〇 兵庫縣山田村外二箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六〇一 岡山縣栗浦町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六〇二 岡山縣庄村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第六〇三 埼玉縣児玉町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六〇四 埼玉縣花園村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六〇五 大分縣四日市町、歌館
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六〇六 福岡縣八女郡の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六〇七 福岡縣三潞村外十九箇
町村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六〇八 福岡縣岩戸村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六〇九 福岡縣柳川市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六一〇 三重縣大河内村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六一一 石川県寺井野町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六一二 石川県山上村の地域給
に關する請願 (二件) (委員長報告)
第六一三 茨城縣取手町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六一四 岡山縣倉敷市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六一五 岩手縣千厩町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六一六 岩手縣の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
第六一七 岩手縣の寒冷地手當に
關する請願 (委員長報告)
第六一八 岩手縣沼宮内町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六一九 群馬縣藤岡町の地域給
に關する請願 (委員長報告)

- 第六二〇 岡山県備前郡の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二一 愛媛県近永町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二二 埼玉県東吉見村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二三 埼玉県南吉見村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二四 埼玉県北吉見村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二五 埼玉県坂戸町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二六 埼玉県熊谷村外四箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六二七 埼玉県宝珠花村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二八 埼玉県玉川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六二九 埼玉県明覚村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三〇 奈良県三輪町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三一 広島県服部村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三二 岡山県津山市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三三 佐賀県嘉瀬村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三四 宮城県川崎町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三五 宮城県豊里町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三六 宮城県村田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三七 宮城県利府村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三八 宮城県多賀城町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六三九 青森県百石町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四〇 岩手県葛巻町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四一 岩手県湯本村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四二 山梨県石和町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四三 岐阜県藤原町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四四 京都府宇治市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四五 愛知県岡崎市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四六 福岡県夜須村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四七 宮城県気仙沼市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四八 宮城県吉田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六四九 宮城県南郷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五〇 宮城県松島町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五一 宮城県七ヶ浜村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五二 兵庫県瀬加村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五三 広島県西高屋村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五四 広島県川上村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五五 宮城県須江村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五六 宮城県岩沼町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五七 宮城県田尻町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五八 宮城県松山町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六五九 宮城県津谷町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六〇 宮城県坂元村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六一 宮城県富谷村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六二 福島県平市の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第六六三 福島県小名浜町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六六四 福島県内郷町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六五 福島県四倉町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六六 福島県種田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六七 福島県江名町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六八 福島県豊間町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六六九 福島県錦町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第六七〇 福島県泉町の地域給に
關する請願 (委員長報告)
第六七一 福島県渡辺村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六七二 福島県鹿島村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六七三 福島県磐梯村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六七四 福島県好間村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六七五 福島県常磐地区の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六七六 栃木県川西、黒羽両町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六七七 群馬県蕨本町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六七八 群馬県世良田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六七九 兵庫県千種村外六箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六八〇 兵庫県三方郵便局の地
域給に關する請願 (委員長報告)
第六八一 福岡県上広川村の地域
給に關する請願 (二件)
第六八二 佐賀県江北町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六八三 岐阜県羽島郡の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六八四 岡山県三石町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六八五 岡山県高松町外三箇町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六八六 岡山県川面村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六八七 広島県郷原村外三箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六八八 愛媛県新居浜市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六八九 愛媛県中萩町外二箇町
の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六九〇 三重県依那古村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六九一 三重県古山村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六九二 三重県神戸村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六九三 三重県美曲村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六九四 三重県花垣村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六九五 三重県上津村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六九六 三重県比叡村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六九七 静岡県浜崎村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第六九八 山梨県上野原町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第六九九 奈良県富雄町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇〇 熊本県八千把村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
第七〇一 埼玉県南畑村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇二 埼玉県柳瀬村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇三 埼玉県三芳村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇四 埼玉県鶴瀬村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇五 埼玉県福岡村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇六 埼玉県入間村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇七 埼玉県大井村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇八 三重県阿保町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七〇九 三重県名張町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七一〇 三重県滝川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七一一 愛知県小牧町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七一二 岡山県早島町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
第七一三 京都府宮津町の地域給
に關する請願 (委員長報告)

- 第七一四 滋賀県八日市町・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七一五 山口県柳井町・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七一六 大分県三重町・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七一七 福岡市今宿地区外三地区の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七一八 福岡県前原町・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七一九 福岡県福吉村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二〇 福岡県元岡村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二一 福岡県北崎村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二二 福岡県可也村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二三 福岡県芥屋村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二四 福岡県雷山村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二五 福岡県深江村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二六 福岡県怡土村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二七 福岡県周船寺村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二八 福岡県長糸村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七二九 福岡県松野村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三〇 福岡県探銅所村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三一 福岡県小富士村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三二 福岡県日佐村・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三三 福岡県大野町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三四 福岡県那珂町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三五 福岡県須恵町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三六 福岡県古賀町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三七 福岡県上穂波、大分町村の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七三八 宮城県仙台市の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七三九 宮城県石巻市の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七四〇 宮城県沼辺村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七四一 宮城県金ヶ瀬村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七四二 宮城県鹿又村の地域給
給に関する請願 (二件) (委員長報告)
第七四三 千葉県八幡町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七四四 千葉県木下、大森両町の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七四五 新潟県青名村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七四六 京都府城陽町外二箇村の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七四七 石川県田村外二箇村の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七四八 岡山県児島市の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七四九 岡山県新見、上市両町の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七五〇 広島県倉橋町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五一 広島県江田島町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五二 千葉県茂原市の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五三 千葉県和田村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五四 茨城県日立市の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五五 福岡県高田村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五六 福岡県高知村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五七 高知県神谷村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七五八 高知県香宗、徳王子両村の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七五九 高知県北原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六〇 埼玉県入幡村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六一 埼玉県蕨町・地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六二 埼玉県和土村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六三 埼玉県川通村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六四 埼玉県豊春村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六五 埼玉県新方村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六六 埼玉県柏崎村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七六七 埼玉県新和村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七七八 埼玉県元和村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七七九 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八〇 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八一 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八二 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八三 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八四 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八五 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八六 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八七 埼玉県原村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八八 静岡県御前崎村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七八九 静岡県五和村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九〇 静岡県伊平村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九一 静岡県光明村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九二 静岡県徳山村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九三 兵庫県明石市の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九四 兵庫県加古川市の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九五 兵庫県淡坂町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九六 岐阜県三渡村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九七 岐阜県下石町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第七九八 岐阜県瑞浪・岐町の地域給に関する請願 (委員長報告)
第七九九 岐阜県歌知町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第八〇〇 岐阜県土岐津、泉両町の地域給に関する請願 (委員長報告)
第八〇一 岐阜県明世村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第八〇二 岐阜県曾木村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第八〇三 岐阜県稲津村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第八〇四 岐阜県日吉村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第八〇五 岐阜県田村の地域給
給に関する請願 (委員長報告)
第八〇六 秋田県早口町の地域給
給に関する請願 (委員長報告)

- 第八〇七 岩手県矢越村の寒冷地
手当に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇八 山形県米沢市の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇九 山形県東根町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八一〇 山形県上山町外四箇村
の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八一一 静岡県磐田市の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八一二 愛知県守山町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八一三 名古屋市中山郵便局等
の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八一四 滋賀県鏡山村外二箇村
の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八一五 岡山県妹尾町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八一六 山口県豊田前町外二箇
町村の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八一七 富山県地域給に関する
請願 (委員長報告)
- 第八一八 富山県十二町村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八一九 富山県阿尾村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二〇 富山県上庄村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二一 北海道幌加内村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八二二 茨城県石下町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二三 福島県永盛町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二四 宮城県鶴巻村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二五 岐阜県美濃町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二六 京都府八雲村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二七 京都府伊根村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八二八 長崎県世知原町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八二九 埼玉県小林村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三〇 埼玉県出羽村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三一 埼玉県藤田村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三二 埼玉県清久村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三三 埼玉県片山村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三四 埼玉県大桑村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三五 埼玉県越生町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三六 埼玉県鴻巣村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三七 埼玉県蓮足村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三八 埼玉県共和村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八三九 埼玉県田ヶ谷村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八四〇 埼玉県志多見村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八四一 埼玉県水深村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四二 埼玉県江面村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四三 埼玉県深谷町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四四 愛知県幸田町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四五 愛知県福岡町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四六 静岡県岩科村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四七 静岡県三坂村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四八 静岡県朝日村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八四九 静岡県南上村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八五〇 静岡県下河津村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八五一 静岡県中大見村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八五二 静岡県上大見村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八五三 静岡県下大見村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八五四 静岡県上狩野村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八五五 静岡県江間村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八五六 静岡県内浦村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八五七 静岡県西浦村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八五八 静岡県西豆村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八五九 静岡県下狩野村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六〇 静岡県竹村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八六一 静岡県熱海市の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八六二 鹿児島県大日町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六三 鹿児島県薩摩町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六四 鹿児島県喜入村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六五 鹿児島県開聞村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六六 鹿児島県知覧町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六七 鹿児島県指宿町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八六八 静岡県掛川町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八六九 千葉県一宮町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七〇 広島県宜山村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七一 香川県観音寺町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七二 群馬県赤羽村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七三 群馬県郷谷村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七四 群馬県小泉町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七五 群馬県永楽村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七六 群馬県館林町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七七 群馬県中野村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七八 群馬県渡瀬村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八七九 群馬県伊奈村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八八〇 群馬県多々良村の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八八一 群馬県六郷村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八八二 三重県昼生村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八八三 三重県加太村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八八四 宮城県宮床村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八八五 宮城県不動堂町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八八六 宮城県千貫村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八八七 宮城県太平村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八八八 宮城県東根村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八八九 宮城県柳津町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八九〇 宮城県山崎町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八九一 三重県亀山町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八九二 三重県三瀬谷町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八九三 三重県尾鷲町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八九四 三重県有井村の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八九五 三重県阿田和町の地域
給に関する請願 (委員長報告)
- 第八九六 三重県鶴殿、御給両村
の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八九七 三重県長島町の地域給
に関する請願 (委員長報告)
- 第八九八 三重県二見町外一箇村
の地域給に関する請願 (委員長報告)
- 第八九九 三重県小俣町の地域給
に関する請願 (委員長報告)

- 第九〇〇 三重県錦町の地域給に
関する請願 (委員長報告)
- 第九〇一 栃木県片岡村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇二 山形県余目町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇三 山形県鶴岡市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇四 山形県藤島町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇五 愛知県田原町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇六 愛知県木曽町外二箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇七 岐阜県鷺沼町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇八 岐阜県蛸川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇九 山口県岩国市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九一〇 山形県宮宿町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九一一 宮城県古川市外十五箇
町村の寒冷地手当に關する請願 (委員長報告)
- 第九一二 宮城県古川市、三本木
町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九一三 和歌山県田原村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九一四 和歌山県岩代村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九一五 和歌山県三尾村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九一六 和歌山県名手町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九一七 和歌山県藤田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九一八 和歌山県田辺市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九一九 岐阜県坂祝村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九二〇 岐阜県高田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九二一 岐阜県加治田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九二二 岐阜県伊深村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九二三 岐阜県富田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九二四 岐阜県加茂野村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九二五 岐阜県峰屋村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九二六 兵庫縣山崎町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九二七 兵庫縣神戸村外十箇村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九二八 広島県西村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九二九 広島県浦崎村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九三〇 広島県市村の地域給に
關する請願 (委員長報告)
- 第九三一 長崎縣北有馬村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九三二 長崎縣南有馬町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九三三 熊本県伊倉町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九三四 茨城県下妻町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九三五 茨城県守谷町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九三六 栃木県葉田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九三七 千葉縣和田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九三八 千葉縣天津町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九三九 千葉縣蓮山村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九四〇 福島市の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
- 第九四一 福島県野田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九四二 愛知県横須賀町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九四三 和歌山県内原村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九四四 岡山県牛窓町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九四五 岡山県加茂、新加茂阿
町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九四六 新潟縣小千谷町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九四七 新潟縣小出町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九四八 新潟縣堀之内町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九四九 新潟縣川口村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九五〇 新潟縣千田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九五一 新潟縣城川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九五二 新潟縣田山村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九五三 新潟縣越前村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九五四 新潟縣湯之谷村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九五五 新潟縣川井村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九五六 新潟縣津佐村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九五七 広島縣柳津村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九五八 埼玉縣毛呂山町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九五九 埼玉縣三沢村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六〇 埼玉縣龜井村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六一 埼玉縣今宿村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六二 埼玉縣八代村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六三 埼玉縣幸手町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六四 埼玉縣行幸村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六五 埼玉縣桜田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六六 埼玉縣吉田村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六七 埼玉縣榎堂川村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九六八 山梨縣飯沢町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六九 山梨縣の地域給に關す
る請願 (委員長報告)
- 第九七〇 島根縣広瀬町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七一 福岡縣草野町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七二 宮崎縣真幸町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七三 大分縣北馬城村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九七四 静岡縣三島市の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七五 埼玉縣小川町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七六 茨城県平潟町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七七 秋田縣増田町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九七八 和歌山縣印南町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九七九 和歌山縣丹生村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九八〇 和歌山縣塩屋村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九八一 和歌山縣有田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九八二 鹿児島縣枕崎市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九八三 鹿児島縣垂水町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九八四 静岡縣修善寺町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九八五 静岡縣大仁町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九八六 静岡縣對馬村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九八七 静岡縣中狩野村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九八八 静岡縣三浜村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九八九 静岡縣中川村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九九〇 静岡縣南崎村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九九一 静岡縣稻生沢村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九九二 静岡縣仁科村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九九三 静岡縣元吉原村外三箇
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九九四 愛知県豊坂村の地域給
に關する請願 (委員長報告)

- 第九九五 愛知県宝場村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九九六 秋田県沼館町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第九九七 秋田県大曲町、花館村
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第九九八 秋田県生保内村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第九九九 秋田県金浦町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇〇 秋田県川連町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇一 福岡県浮羽郡の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇二 長崎県茂木町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇三 長野県坂城町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇四 和歌山県箕島町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇五 滋賀県安土村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇六 岐阜県多治見市の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇七 茨城県北条町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇八 茨城県太田町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇九 北海道苫小牧市の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一〇 岩手県日詰町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一一 長野県大町の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一二 大阪府交野、津田両
町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一三 広島県東海田町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一四 広島県道上村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一五 広島県坪生村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一六 広島県加法村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一七 広島県竹野村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一八 広島県中条村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一九 広島県加茂村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二〇 石川県美川町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二一 岡山県江見町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二二 岡山県弓削町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二三 岡山県総社町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二四 岡山県笠岡村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二五 岡山県玉津村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二六 岡山県長浜村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二七 岡山県朝日村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二八 愛媛県余土村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二九 熊本県都築村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三〇 鹿児島県山川町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三一 新潟県八幡村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三二 新潟県二見村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三三 新潟県二宮村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三四 新潟県新穂村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三五 新潟県畑野村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三六 新潟県加茂村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三七 新潟県真野町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三八 新潟県相川町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三九 新潟県河崎村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四〇 新潟県沢根町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四一 新潟県吉井村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四二 新潟県赤泊村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四三 新潟県西津町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四四 埼玉県長崎村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四五 岡山県入浜町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四六 福島県喜多方町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四七 埼玉県吉野、東吉野
両村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四八 大阪府住道町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四九 岡山県香登町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五〇 山口県阿川村外七箇
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五一 茨城県磯浜、大貫両
町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五二 茨城県小瀬村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五三 茨城県高萩町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五四 山梨県巨摩町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五五 山梨県西野、今諏訪
両村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五六 愛知県一宮市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五七 奈良県上村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五八 三重県花岡町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五九 三重県松尾村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六〇 三重県長島村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六一 三重県石神村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六二 広島県山南村の地域
給に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第一〇六三 兵庫県古市村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六四 兵庫県和田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六五 鹿児島県姪村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六六 群馬県利南村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六七 埼玉県大山村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六八 埼玉県芦ヶ久保村の
地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六九 埼玉県美笹村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七〇 千葉県大原町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七一 神奈川県片浦村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七二 神奈川県福浦村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七三 神奈川県岩村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七四 長野県塩尻町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七五 岡山県土居町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七六 岡山県常盤村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七七 岡山県中川村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七八 岡山県足守町外二箇
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七九 佐賀県鬼塚村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八〇 茨城県土浦市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八一 長野県湖南村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八二 愛知県豊川市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八三 愛知県春日井市の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八四 石川県津幡町の地域
給に關する請願 (委員長報告)

- 第一〇八五 石川県井上村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八六 岩手県浄法寺町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八七 愛媛県岩松町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八八 茨城県水海道町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八九 茨城県龍ヶ崎町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九〇 千葉県阿蘇村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九一 高知県江川崎村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九二 高知県大正町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九三 高知県高石村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九四 長崎県三重村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九五 大阪府山田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九六 大阪府横山村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九七 大阪府南横山村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九八 大阪府南松尾村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九九 長崎県西有家、有家
岡町の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇〇 石川県西尾村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇一 岡山県西大寺市の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇二 山口県祖生村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇三 山口県三見村外四箇
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇四 山口県玖珂町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇五 山口県川越村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇六 山口県佐々並村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇七 山口県小串町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇八 埼玉縣榑津、日勝岡
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇九 三重縣城田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一〇 和歌山県初島町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一一 兵庫縣野島村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一二 兵庫縣室津村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一三 兵庫縣宍波村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一四 兵庫縣鶴居村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一五 兵庫縣栗賀村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一六 広島縣中黒瀬、乃美
尾岡村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一七 山口縣斐波村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一八 山口県日置村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一一九 熊本縣内牧町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二〇 愛知縣西浦町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二一 埼玉縣大久保村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二二 京都府長岡町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二三 京都府物部村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二四 大阪府矢田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二五 石川県越路町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二六 和歌山縣有功村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二七 京都府下六人部村の
地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二八 京都府府中村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一二九 大阪府交野町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三〇 大阪府東郷村外三箇
村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三一 和歌山縣西和佐村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三二 長野縣の地域給に關
する請願 (委員長報告)
- 第一一三三 佐賀縣の地域給に關
する請願 (委員長報告)
- 第一一三四 和歌山縣上秋津村の
地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三五 和歌山縣太田村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三六 大阪府正雀郵便局の
地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三七 福岡縣八女郡の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三八 青森縣百石町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三九 秋田縣錦木村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四〇 京都府大江郵便局の
地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四一 大阪府玉川町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四二 兵庫縣三河村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四三 徳島縣半田町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四四 京都府柳倉村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四五 静岡縣初倉村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四六 静岡縣の地域給に關
する請願 (委員長報告)
- 第一一四七 兵庫縣奥竹野村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四八 京都府河守上郵便局
の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一四九 三重縣相野谷村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五〇 岡山縣雄神村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五一 大阪府柏原町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五二 山口縣大内村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五三 山口縣小饒村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五四 山形縣松嶺町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五五 滋賀縣八日市町の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五六 兵庫縣小坂村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五七 和歌山縣塩屋村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五八 京都府大江町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五九 大阪府大和田村の地
域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六〇 兵庫縣今田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六一 岩手縣宮古市の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六二 宮城縣吉田村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六三 千葉縣松尾町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六四 宮城縣大衡村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六五 京都府伊根村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六六 長野縣塩崎村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六七 和歌山縣中野上村の
地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六八 岩手縣矢越村の寒冷
地手當に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六九 長野縣泉村の地域給
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一七〇 福岡縣大川町外十九
箇町村の地域給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一七一 岩手縣遠野町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一七二 岡山縣三石町の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一七三 宮城縣鶴巣村の地域
給に關する請願 (委員長報告)
- 第一一七四 大阪府山田郵便局の
地域給に關する請願 (委員長報告)

第一一七五 兵庫県村岡町の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	議院運営委員 上原 正吉君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	が送付された。よつて議長は即日これを人事委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。
第一一七六 岩手県相去村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	昭和二十八年七月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律案	昭和二十六年一度一般会計予備費使用總調書(その2)
第一一七七 京都府下夜久野村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	人事委員 松野 鶴平君 法務委員 小林 亦治君 文部委員 深川タマエ君 厚生委員 谷口弥三郎君 同 有馬 英二君	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一七八 大阪府西能勢村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	農林委員 西岡 ハル君 同 赤松 常子君	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一七九 鹿野島西長島村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	郵政委員 中川 幸平君 經濟安定委員 泉山 三六君	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一八〇 福島県山田村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	予算委員 上原 正吉君 議院運営委員 松浦 定義君	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一八一 兵庫県和田村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一八二 岡山県勝山町の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	水害地緊急対策特別委員 松原 一彦君	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一八三 三重県井田村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一八四 静岡県浜松市の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	水害地緊急対策特別委員 松浦 定義君	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
第一一八五 静岡県都田村の地域 給に關する陳情 (委員長報告)	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
〇議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
一昨二十二日議長において、左の常任委員の聘任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書
人事委員 中川 幸平君 法務委員 赤松 常子君 文部委員 有馬 英二君 同 泉山 三六君 厚生委員 深川タマエ君 同 谷口弥三郎君 農林委員 小林 亦治君 郵政委員 松野 鶴平君 經濟安定委員 西岡 ハル君 予算委員 石原幹市郎君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の特別委員の聘任を許可した。	昭和二十七年特別會計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調書

有財産処理審議会委員に任命したいので旧軍港市転換法第六条の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

福島 正雄
荒井誠一郎
野村 秀雄
堀越 慎三
山田 義見

昨二十三日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農林漁業組合連合会整備促進法案
農林委員会に付託

危険検査改良促進臨時措置法案
公立学校施設費国庫負担法案
文部委員会に付託

昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案
人事委員会に付託

有価証券取引税法
相続税法の一部を改正する法律案
資産再評価法の一部を改正する法律案
塩業組合法案
鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案
大蔵委員会に付託

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
未帰還者留守家族等援護法案
厚生委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

建築士法の一部を改正する法律案
建設委員会に付託
商工會議所法案
通商産業委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案
大蔵委員会に付託

久大島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案
水産委員会に付託

日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
外務委員会に付託

同日委員長から左の報告書を出した。証券取引法の一部を改正する法律案
可決報告書
証券投資信託法の一部を改正する法律案
可決報告書

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
決議
団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件
決議

工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十一号)の批准について承認を求めるの件
決議
職業安定組織の構成に関する条約(第八十八号)の批准について承認を求めるの件
決議

日本航空株式会社法案可決報告書

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案可決報告書
同日衆議院から、同院は電波監理審議会委員に飯野毅夫君及び松方義三郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は国家公安委員に高野雄雄君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から、去る十八日議長において承認した(情報文化局長事務取扱参事官)外務事務官林馨君を第十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。
この際、日程に追加して、電波監理審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る十七日、内閣総理大臣から、電波法第九十九条の三の規定により、飯野毅夫君、松方義三郎君を電波監理審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て同意することに決しました。

○松澤兼人君 私はこの際、人事院勧告に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○菊川孝夫君 私は、只今の松澤兼人君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 松澤君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕
○松澤兼人君 私は、日本社会党第二控室を代表いたしまして、このたび人事院の行いました国家公務員の給与改訂並びに給与準則制定の勧告に関し、総理大臣を始め、大蔵大臣、人事院總裁に對し質問を行いたいと思ふのであります。

去る十八日、人事院の行いました勧告は、国家公務員の平均給与額を一万五千四百八十円とし、その内容として、ベース改訂と給与準則を同時に考へ、新しい俸給表で給与が組まれておることと、又新しい俸給表によつて、教職員の給与を大学、高等学校、中学校の三本建とすることを包含しておるものであります。なお又この準則によつて、現行一般職に関する給与法は廃止され、職階制に基く新しい人事行政の基本施策が意図されておるのであります。私も、これを見ましたとき、先づ今回の勧告において、下級職員、中堅公務員の給与改善に若干努力のあとは見えたといたしまして、本年三月の給与平均に比較して、約一三・九%の給与引上をなされておるのみでありまして、今日、公務員の要求しております一万八千八百円ベースには、非常に大きな隔りがあることを感ずるのであります。家計に赤字を抱えたる生活現況に置かれております公務員

は、スト権も奪われ、その生活の向上を一切人事院の科学的、合理的な新勧告に期待をしていたのであります。今回人事院から勧告されたものを見て、必死の期待も裏切られ、職階制の強化を基礎としたこの勧告は、全国公務員の期待を裏切り、不安と焦躁のどん底に迫り込まれた公務員の気持ちを深く察知することができるのであります。而も大蔵大臣は二十一日、財源がないため実施は不可能であるとか、聞き置く程度の勧告に過ぎないとか発表しておるのであります。閣議の決定を見ていないときに、かかる発言をなすことに我々は深く遺憾の意を表明するものであります。大蔵大臣のこの表明によつて、更に公務員の希望と能率を踏みにじるがごとき態度を示しておるのであります。我々は、政府の冷酷なる態度に對して憤慨に堪えないものであります。私も、この勧告が不満なものであることは勿論でありますけれども、少くともこれを実施することは、極めて当然であり、政府の責任であると考へるのであります。この際、行政上の能率から言つても、全国官公庁の職員が切望しておるところを一日も早く実施すべきものであると考へるのであります。この点につき、総理大臣の御答弁をお伺いしたいのであります。

更に大蔵大臣に質問いたしますが、今日、公務員の生活が如何なる状況に置かれておるか、深く御承知でありませうかと云ふことであります。本勧告のベースでさえ、生活は保障されておらず、ましてや向上を求める余裕が全然与えられていないのであります。現在参議院においては、予算が審議されておるのでありますから、勧告を尊

は、スト権も奪われ、その生活の向上を一切人事院の科学的、合理的な新勧告に期待をしていたのであります。今回人事院から勧告されたものを見て、必死の期待も裏切られ、職階制の強化を基礎としたこの勧告は、全国公務員の期待を裏切り、不安と焦躁のどん底に迫り込まれた公務員の気持ちを深く察知することができるのであります。而も大蔵大臣は二十一日、財源がないため実施は不可能であるとか、聞き置く程度の勧告に過ぎないとか発表しておるのであります。閣議の決定を見ていないときに、かかる発言をなすことに我々は深く遺憾の意を表明するものであります。大蔵大臣のこの表明によつて、更に公務員の希望と能率を踏みにじるがごとき態度を示しておるのであります。我々は、政府の冷酷なる態度に對して憤慨に堪えないものであります。私も、この勧告が不満なものであることは勿論でありますけれども、少くともこれを実施することは、極めて当然であり、政府の責任であると考へるのであります。この際、行政上の能率から言つても、全国官公庁の職員が切望しておるところを一日も早く実施すべきものであると考へるのであります。この点につき、総理大臣の御答弁をお伺いしたいのであります。

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号 會議 議事日程追加の件 電波監理審議会委員の任命に関する件 人事院勧告に関する緊急質問

重し、速やかにこれを実施するよう組織替えて予算の増額を行うべきであります。この点につきまして大蔵大臣の責任あるお答えを頂きたいと思ふのであります。若しこの予算を組織替へることが不可能であるとしたしますならば、次の補正予算に計上する意思があるかどうか伺いたす。

更に、人事院總裁にお尋ねいたしますが、第一に、私どもはこの勧告の行われた時期において、不審の念を禁じ得ないのであります。即ちすでに衆議院において予算案が通過したあとになつて勧告が行われている点について、明らかに今回の勧告を予算に組み込ませない意図の存在したことを推量することができるとあります。聞くところによりますと、この年末には、總裁の任期が切れるのでありまして、淺井總裁は一個人の保身のため、かかる政治的な考慮を払われたのではなかつたのであります。又私どもは、勧告案がすでにできていたのに、かかわらず、早期に発表すれば、予算審議が混乱するからという理由から、自由党の予算委員長によつて提出を抑えられ、總裁もこれに屈服して、故意に発表を遅延せしめたとも耳にしているのではありません。若しかかる事態があつたとしても總裁が一身上の問題、或いは与党と馴れ合つて、全公務員の要望を裏切つたものであり、人事院の權威を失墜せしめるものであると私どもは考へて、断じて許すことができないと考へるのであります。この点について總裁の明白なる釈明を伺いたすのであります。続いて總裁にお尋ねいたしますが、それは教職員の給与における三本建の間

題であります。元來教員の給与は、一本の体系であることが望ましいのであります。同一の学歴、同一の経歴の教員は、同一給与を得るべきが当然であつて、勤務する学校の相違によつて給与の差がつけられることは、決して適正な制度であるとは考へられなないのであります。今回二本建はおろか三本建の勧告が行われたのは、如何なる根拠があつてなされたのでありましようか。かかる制度が実施されることになると、教員の結合を分裂せしめ、我が國の教育民主化を大きく阻害する結果が予測されるのであります。總裁の意図されたところについて御見解を表明して頂きたいのであります。

更に地域給の問題についてお伺ひいたしますのであります。地域給については、参議院及び衆議院において二回に亘つて修正が行われ、全國において一万七十七市町村のうち、五級地八十、四級地九十七、三級地二百五十六、二級地六百三十四、一級地二千五百三十三、合計三千二百二十の地域に対して勤務地手当が支給せられてゐるのであります。現在、かかるアンバランスの下におきまして、未だ地域給が支給されてゐない地域及びすでに支給されてゐる地域におきましても、その引上のために全國から陳情が参つてゐるのであります。將來この地域給の問題について、人事院としては如何なる考へを持てゐるか伺ひたいのであります。聞くところによれば、三段階に圧縮いたしまして地域給を根本的に解決しようという意図があるように承わつてゐるのであります。この問題についてお伺ひたいのであります。

最後にもう一つ總理大臣に伺ひたいのであります。政府には、最近において大幅な行政改革の意思があり、この際人事院を廃して、その代りに給与局を總理府の中に置こうとする考へがあるかに聞いておるのでございませうが、この点に關し、政府は具體的に如何なる考へを持ておられるのか伺ひたいのであります。

以上諸点について質問いたしました。したが、我々は、飽くまでも全國の官公職員の要求を支持し、少くとも今回勧告された給与改訂は、直ちに実施すべき万全の努力を尽さなければならぬという決意を表明いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) お答えいたします。

今回の人事院の勧告に對しましては、勧告の性質に鑑みまして、政府として十分の考慮をいたすべきは當然でございまして、慎重に検討することといたしたいと思つております。過日の記者会見の席上についてのお話にございまして、私は今日財政上の点から、実行上いろいろな難点のあることを申述べましたが、仰せになつたように、聞きおくとどめる、こういうふうなことは、更に申したことはございませぬ。

なおこの際、勧告の給与の改訂については、次の諸点については考慮を要すると私どもは考へております。勧告の前提となつておる卸、小売物価、消費者物価指数等は、御承知のごとく横ばい乃至僅かの上昇を見ておるに過ぎません。又これらの物価その他の経済指標から見て、勧告をそのままに行うことは、慎重な考慮を要するものと考へております。勧告自身の内容につきましても、調停との関連などもございまして、検討しなければならぬ問題があると思つております。仮に國家公務員について勧告を実施すると共に、これに準じまして公共企業体職員及び地方職員についても同様の措置をとる場合は、年額でおおむね八百三十四億円の巨額に達する見込でございまして、財政の現状から見ても相当な困難が予想されるわけにございませぬ。従いましてこれらの点を総合勘案して、今後慎重に検討いたしたいと考へております。公務員各位の生活状態に對しましては、よくお察し申上げておるのでござい

ます。若しかかる事態があつたとしても總裁が一身上の問題、或いは与党と馴れ合つて、全公務員の要望を裏切つたものであり、人事院の權威を失墜せしめるものであると私どもは考へて、断じて許すことができないと考へるのであります。この点について總裁の明白なる釈明を伺いたすのであります。続いて總裁にお尋ねいたしますが、それは教職員の給与における三本建の間

題であります。元來教員の給与は、一本の体系であることが望ましいのであります。同一の学歴、同一の経歴の教員は、同一給与を得るべきが当然であつて、勤務する学校の相違によつて給与の差がつけられることは、決して適正な制度であるとは考へられなないのであります。今回二本建はおろか三本建の勧告が行われたのは、如何なる根拠があつてなされたのでありましようか。かかる制度が実施されることになると、教員の結合を分裂せしめ、我が國の教育民主化を大きく阻害する結果が予測されるのであります。總裁の意図されたところについて御見解を表明して頂きたいのであります。

更に地域給の問題についてお伺ひいたしますのであります。地域給については、参議院及び衆議院において二回に亘つて修正が行われ、全國において一万七十七市町村のうち、五級地八十、四級地九十七、三級地二百五十六、二級地六百三十四、一級地二千五百三十三、合計三千二百二十の地域に対して勤務地手当が支給せられてゐるのであります。現在、かかるアンバランスの下におきまして、未だ地域給が支給されてゐない地域及びすでに支給されてゐる地域におきましても、その引上のために全國から陳情が参つてゐるのであります。將來この地域給の問題について、人事院としては如何なる考へを持てゐるか伺ひたいのであります。聞くところによれば、三段階に圧縮いたしまして地域給を根本的に解決しようという意図があるように承わつてゐるのであります。この問題についてお伺ひたいのであります。

最後にもう一つ總理大臣に伺ひたいのであります。政府には、最近において大幅な行政改革の意思があり、この際人事院を廃して、その代りに給与局を總理府の中に置こうとする考へがあるかに聞いておるのでございませうが、この点に關し、政府は具體的に如何なる考へを持ておられるのか伺ひたいのであります。

以上諸点について質問いたしました。したが、我々は、飽くまでも全國の官公職員の要求を支持し、少くとも今回勧告された給与改訂は、直ちに実施すべき万全の努力を尽さなければならぬという決意を表明いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

なおこの際、勧告の給与の改訂については、次の諸点については考慮を要すると私どもは考へております。勧告の前提となつておる卸、小売物価、消費者物価指数等は、御承知のごとく横ばい乃至僅かの上昇を見ておるに過ぎません。又これらの物価その他の経済指標から見て、勧告をそのままに行うことは、慎重な考慮を要するものと考へております。勧告自身の内容につきましても、調停との関連などもございまして、検討しなければならぬ問題があると思つております。仮に國家公務員について勧告を実施すると共に、これに準じまして公共企業体職員及び地方職員についても同様の措置をとる場合は、年額でおおむね八百三十四億円の巨額に達する見込でございまして、財政の現状から見ても相当な困難が予想されるわけにございませぬ。従いましてこれらの点を総合勘案して、今後慎重に検討いたしたいと考へております。公務員各位の生活状態に對しましては、よくお察し申上げておるのでござい

ます。若しかかる事態があつたとしても總裁が一身上の問題、或いは与党と馴れ合つて、全公務員の要望を裏切つたものであり、人事院の權威を失墜せしめるものであると私どもは考へて、断じて許すことができないと考へるのであります。この点について總裁の明白なる釈明を伺いたすのであります。続いて總裁にお尋ねいたしますが、それは教職員の給与における三本建の間

題であります。元來教員の給与は、一本の体系であることが望ましいのであります。同一の学歴、同一の経歴の教員は、同一給与を得るべきが当然であつて、勤務する学校の相違によつて給与の差がつけられることは、決して適正な制度であるとは考へられなないのであります。今回二本建はおろか三本建の勧告が行われたのは、如何なる根拠があつてなされたのでありましようか。かかる制度が実施されることになると、教員の結合を分裂せしめ、我が國の教育民主化を大きく阻害する結果が予測されるのであります。總裁の意図されたところについて御見解を表明して頂きたいのであります。

更に地域給の問題についてお伺ひいたしますのであります。地域給については、参議院及び衆議院において二回に亘つて修正が行われ、全國において一万七十七市町村のうち、五級地八十、四級地九十七、三級地二百五十六、二級地六百三十四、一級地二千五百三十三、合計三千二百二十の地域に対して勤務地手当が支給せられてゐるのであります。現在、かかるアンバランスの下におきまして、未だ地域給が支給されてゐない地域及びすでに支給されてゐる地域におきましても、その引上のために全國から陳情が参つてゐるのであります。將來この地域給の問題について、人事院としては如何なる考へを持てゐるか伺ひたいのであります。聞くところによれば、三段階に圧縮いたしまして地域給を根本的に解決しようという意図があるように承わつてゐるのであります。この問題についてお伺ひたいのであります。

最後にもう一つ總理大臣に伺ひたいのであります。政府には、最近において大幅な行政改革の意思があり、この際人事院を廃して、その代りに給与局を總理府の中に置こうとする考へがあるかに聞いておるのでございませうが、この点に關し、政府は具體的に如何なる考へを持ておられるのか伺ひたいのであります。

分けましたけれども、そこには十分注意をいたしまして、無理のないように、仕組まれてあるように信じております。

最後に地域給の改革についてお尋ねがございましたが、地域給につきましては、将来これを廃止したいと人事院としては考えておりますが、まだ何もきめてはおりません。この問題につきましては、衆議院におきましては特に小委員会が設けられて、いろいろ御相談に与つておりますが、よく諸般の情勢を考へて措置をいたしたいと存じます。(拍手)

○千葉信君 私はこの際、人事院勧告に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○相馬勲治君 私は、只今の千葉君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 千葉君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は、日本社会党第四控室を代表して、今回人事院より提出された給与改訂の勧告に關連し、首相、蔵相並びに人事院總裁に対して質問を試みるものであります。

先ず浅井人事院總裁にお尋ねいたします。我がこの問題を取上げるに當つて最も急務に堪へないことは、人事院がその提出時期に対して政治的考慮を加へたという点であります。昨年の勧告に當つては、五月現在における物価並びに民間給与等を基準として七月

三十一日、国会終了ぎりぎりの段階において提出され、とかくの批判を受けたのであるが、併しそれでも基準となつた五月以降二ヵ月以内において結論を出してゐるのであります。然るに今回は、三月現在を基準として、昨年の二倍に等しい月日をかけたということ自体が割切れない後味を残してゐるのであります。而も更に今年は、年度予算が未だ審議中であるという条件、この条件は、少くとも勧告の時期によつては改訂を早期に実現し得る可能性なしとせざる理由によつて、早期提出の要請が行われたことは、余りにも当然と言わなければなりません。而も一説には、人事院はすでにでき上つた勧告案を懐ろにして、衆議院予算委員会の経過を眺めていたとまで言われたが、その事実を証明するかのごとく、これが予算通過の翌日に提出されましたことは、返す／＼も不手際且つ不名誉至極な出し方であります。(拍手)この態度は、公務員法二十八条後段によつて、一年一回の勧告を出せば、人事院の責任は果たしたものと考へておる態度であつて、公務員法第一条の公務員の利益と福祉を護るために適切な措置をとるといふ責務を真に果たすためには、少くとも予算の審議中であるという条件等に鑑み、適切な時期を捉へて提出し、積極的に公務員の利益を護るといふ態度に出るべきであつたと思うが、今回の勧告の時期については、かかる立場を考慮したつもりであるかどうか、答弁を承りたいのであります。

次に今回の勧告には、故意に改訂実施の期日について明示しなかつたことでもあります。御承知のごとく一昨年の勧告に當つては、八月一日より実施すべしと言ひ、昨年は五月一日より実施すべきであると、明確にその勧告の中で主張したに比べまして、今回に限つては、成るべく速かにという抽象的言辭を弄したその真意の捕捉に苦しまざるを得ません。実質的にはこの勧告は、三月現在、現行給与額は一万三千五百八十七円であるから、平均千八百九十三円程度を増加して、おおよそ一万五千四百八十円にすべしという勧告であるからには、少くとも四月一日を以て改訂の時期と、明確に主張されなくてはなりません。なぜかならば一万三千五百八十七円という平均給与額は、その月々に昇給、扶養家族の増加等に伴ひ変動する一過程の給与額であり、改訂時期が遅延した場合におけるこの自然増加額の分は、常に現実的には、一万五千四百八十円という勧告の全額がその対象とされ、今日の段階においては、その金額だけ抹殺され、不利になるからでございます。従つて千八百九十三円引上げて一万五千四百八十円にするという人事院の勧告の結論からは、改訂は、四月一日に行われなければならないという主張を裏付けられるものであることは否定できないはずであります。然るにそれをあえてしなかつたその理由は何か。徒らに問題の論議に迷滞の招来されることを避けるため、この際浅井總裁は、人事院の主張する改訂の時期について、その態度を明確にする責任があると思うが、如何ですか。

次に、私は大蔵大臣にお尋ねいたします。大蔵大臣は二十一日の記者団会見で、この勧告に対し、今のままでは財源の点から見て、これは承わつておく程度だろうと暴言し、更にこの勧告の内容に立入り、勧告は三百数十の企業について民間給与を調査した上でできたと言つてゐるが、最近の中小企業は悪くなつてゐるとも言へるし、公務員は恩給もつくことだから云々と、権限外に亘る放言を行なつたというが、一体事実でありましようか。この記者団会見は、飽くまでも大蔵大臣という資格においては公式な意見の発表として問題は大蔵大臣であります。人事院が国家公務員法第二条の権限と義務に基いて作成し、同法二十八条に基いてなされた勧告に対しては、少くとも政府はこれに対して軽々に取扱うべき筋合いのものでないことは勿論、いやしくも罷業権に代つて最も集中的に公務員の福祉を護る立場から行われた勧告に対して、自己の権限内にあらざる点にまで言及して放言するに至つては、むしろ大蔵大臣のために深く悲しまるを得ません。給与改訂における責任者は、総理府設置法上、飽くまでも総理府でなければなりません。一体あの大蔵大臣の暴言なるものは、政府の方針としての意思の表明なのか、釈明せられたものであります。加うるに更に尋ねたいことは、大蔵大臣は、現行給与法が昨年末国会において修正せられ、その附則において現行俸給表は不合理なものであるから、速かに改訂されなければならないという条項のあることを知つてゐるかどうか。由來、歴代大蔵大臣を初めとして大蔵官僚のうちに、財政優先のいわれなき優越感にとられ、苦しい行為が目に見え、す。よろしく大蔵大臣は、虚心坦懐に人事院勧告に聞き、公務員の実情に鑑みて、国家公務員法、給与法等の遵守について善処せられることを希望して、

大蔵大臣の答弁を求めます。如何なる努力をこの問題に傾倒されるつもりであるか。

最後に私は総理大臣にお尋ねいたします。統済白書によりまして国民消費の水準は漸次回復し、総体としての国民所得の上昇しつつあるうちに、これらの条件に最も取残されたものの中に国家公務員がおります。昨年十月大蔵省より発刊されました「国の予算」第六十四頁によつても、昨年五月現在、公務員の給与は一切台財の手当を合せて戦前の未だ四割八分一厘に過ぎませんでしたけれども、それでさえもまだ戦前の六割には達してありません。公務員の窮状はこの事を以てしても、その度合いを指摘することができるのであります。首相は今、北九州の水害に當つて報道された記事の中で、六月二十七日附の朝日新聞第三面、トップの写真を御覧になられたのであります。濁流渦巻く怒濤の中に、二人の国鉄職員が身の危険も顧みず任務遂行のために、敢然として番号所に向つて泳いでいる写真であります。私はあの写真を見て、深い感動を覚えました。これらの諸君は、お金の支払い、赤字の生活苦にあへず、期末手当増額を要求しながら、而もまだ政府によつて容れられずにいた公務員であつたことを我々は忘れてはなりません。隣人を思い、社会を思い、国家を思う、これら大多数の公務員をどのような態度で考へなければならぬかは、首相も考へないはずではありません。首相は、現下公務員の実情に鑑み、如何なる態度を以てこの勧告に臨まれるつもりか。国家公務員に対して如何なる度合いの民主

主義的態度をとらうとなさるのか。その時期についても、この際明確に承わつておきたいのであります。

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

今回の人事院の勧告に対して、先ほど一応のお答えをいたしましたわけでありましたが、先ほど申しました通り政府としては、公務員の待遇給与については、常に意を用いたつておりますが、このたびの人事院の勧告を直ちに受容れるとすれば、財政全体から考えなければならぬ。何となれば、その経費は相当の額に上つておりますから、財政全般から考えてみなければならず、又給与法の改訂等も含まれておりますから、先ほど申しました通り政府としては、慎重に考慮いたしたいと考えております。

又このたびの水害その他において人命救助その他に尽力した公務員に対しては、政府としては相当のことをいたす考えで、関係当局等が、その事績については、直ちに事績を調査することにしたしております。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今回の人事院勧告については、先ほど申し上げました通り、これは、私どもは十分考慮をいたすべきは当然でございますが、慎重に検討いたしておる次第でございます。過日、記者会見の席上のことについてのお話でございます。

が、私は今日財政上から実行上いろいろの難点がある。八百数十億出すのは容易でないという話を話しましたと共に、そのときに新聞の論説とか又世間の一部、私どものところにも、たくさん投書が来ておりますが、それには、今のようにならざるを得ないといふときでもあつた。民間の給与なども、だんだんとむしろ下つておるような状況にあるから云々といふ話があつたので、そういうことについて、その意見を私の意見として述べたのではなく、こういう意見も世間にあるからと、こういう話をしたのであります。そのことは時事とか読売とかの社説を見たら、よくわかるのであります。その話をいたしましたのであります。なお備考欄に、いわゆる中だるみの是正についてあることは私もよく承知しておりますが、これも財政上の関係で思ひにまかせん次第でございます。

なお公務員の事情については、十分私どももお察し申上げておるので、財政上許す限りの措置については今後ともとりたいと考えておる次第であります。(拍手)

〔政府委員浅井清君登壇、拍手〕

○政府委員(浅井清君) お答え申し上げます。勧告と予算との関係については、勧告が遅延したことについてのお尋ねでございますが、これに對しましては先刻松澤さんにお答えをいたしました通りでございます。私としては何も附加することはないのでございます。

第二に、今回の勧告に実施期日を明示しないことについてのお尋ねがございましたが、過去五回の給与ペースに關する勧告中、三回は実施期日を明示いたさないで、明示したのは二回でございます。殊に今回は、給与率則と給与法の法律案の形になつた勧告でございますので、これを実施期日を明示することは、技術的に不可能と考えたからでございますが、人事院といつたしましてできるだけ速かにこの勧告が実施されることを希望することは、勧告に書いた通りでございます。

○議長(河井彌八君) この際、先に本院の議決に基き、和歌山県を中心とした豪雨による被害状況調査のため派遣いたしました議員の報告を求めたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。浅井三郎君。

〔浅井三郎君登壇、拍手〕

○浅井三郎君 和歌山県を中心とする今回の水害調査のため院議により派遣せられました結果につき御報告申し上げます。

派遣せられました議員は、緑風会の島村軍次君、社会党第四控室の荒木正三郎君、社会党第二控室の赤松常子君、自由党から私の四名であります。一行は七月二十日東京を出発、先ず和歌山県庁を訪問いたし、県当局を通じて被災民に對し、参議院としての衷心からの見舞の言葉を述べ、且つ見舞金を贈呈いたしましたところ、知事、県議會議長等関係のかた々から、深甚の感謝の意を表明せられましたことを先ず御報告申し上げます。県当局から概況の説明を受けましたのち、直ちに災害現場の視察に入り、東野上、中野上、南野上、小川等貴志川流域の野上谷一帯の町村、箕島町、保田村等、有田川下流の町村等被害甚大であつた現地の視察を行い、翌日は更に箕島、切目の間を陸上交通杜絶のため、海路より比井崎港に上陸いたし、日高川流域の御坊町並びに附近町村の調査を行い、早朝から深夜まで日程の許す限り泥濘を衝いて詳細視察をいたし、又罹災者に對し慰問を行いました。被害の状況は誠に惨憺たるものでありまして、いづれも緊急に救済の手を差し伸べることを強く要望せられました。

今次災害の詳細につきましては別途資料によつて御覧願ひたいと存じますが、その概況を申し上げます。和歌山県南沖にあつた梅雨前線が急に北上し、一方日本海にあつた低気圧により閉塞前線が南に伸び、和歌山県有田郡附近で二つに分裂したため、十七日夜から十八日早朝に亘つて、有田、日高阿郡を中心に県下一帯、特に山間部は四百ミリ以上の豪雨となり、而もこの豪雨は、僅か数時間に襲來して、山岳重疊たる地勢と相俟つて、各河川、溪谷は一分間に一尺余も増水する有様で、急激に増水奔流し、そのため堤防の決潰、氾濫はおびただしく、至るところ全く原形をとどめないまでに破壊さ

れ、家屋、橋梁は殆んど流失し、且つ夜間であつたため被害は想像外の惨憺を極めたのであります。又流域にあつた木材はもとより、一抱えもある大木が根こそぎ押し流され、この漂木の大群が橋梁、堤防、家屋等に激突し破壊を一層激甚ならしめた感があります。一行が視察しました町村におきまして、水の引いたあとと道路、軒下、田畑或いは海中にまで木材が折り重なつており、うす高い泥土と共に、これが除去清掃は容易ならざるものがあります。七月二十二日正午までに判明した死者六百五名、行方不明一千八十九人、負傷者は数え切れず、家屋の流失が五万四千六百三十六戸に上り、土木、耕地、林業、教育等の施設及び農作物、家財の被害は想像もつかない現況であります。

県当局は直ちに災害対策本部を設け、又県議會も災害対策特別委員会を設け、全県下に災害救助法を適用して、不眠不休でこれが対策に當つていますが、何分災害甚大の地区では役場、地方事務所、警察署等も全滅に瀕しその機能を失ひ、警察署長初め県吏員、警察官の行方不明も相当数ある現状から、情況収集は困難を極めております。県は取りあえず保安隊二千人の出動を得て、消防団、青年団一体となつて先ず道路の新設、食糧の輸送、配給、日赤、医大、病院等の医療班の派遣等を行い、応急の収済に當つて來ましたため、一時は全く茫然自失していた被災民も漸く元氣をとり戻し、屍体

の発掘、障害物の除去、家財の取片づけ、家屋を失つた罹災者を学校等公共建物に収容、救恤に当つており、一方、幸いに未だ悪疫の発生はないとのことであり、泥土、雑物に蔽われ、又排水施設が破壊された町の中は異様の臭気さへ発し、水の不良と相待つて悪疫の発生を憂慮されております。又文字通り着のみ着のみで収容されている罹災者の救済は緊急を要し、家屋の残つたものも、商品、家財を流失したものが多く、又全般に食糧の保有が少く、不安な状況下に、緊急施策が要望されております。又一行が視察しました有田川下流の有田郡保田村辻堂部落のごときは、堤防決壊して四百戸のうち百七十戸が流失した、生き残つた住民全部が築島町等に避難してありますが、今なお堤防がないために、少しの増水にも浸水される危険にさらされ、無住の廢墟となつており、緊急に護岸一千米の施工を要望されております。

道路が開け連絡のついた所は、比較的地理的条件に恵まれていたわけですが、最も憂慮されておりますのは、有田川、日高川、熊野川等各水系の上流奥地でありまして、元来この地方は、山腹を削つて道路を敷設してありますのが全部流失破壊され、又吊橋等も全部流失したため完全に交通絶たし、泥潭の中に孤立した村となつており、その数は数十カ村に及んでおります。流失、埋没して全滅に近いものもある模様であります、これらの地区

はいずれも今なお隣接地よりの食糧の補給不可能の状況にあり、極度の食糧難に陥り、正に饑饉に瀕する状況で、僅かに米軍の援助とヘリコプター等により空中から乾パン等の投下を行なつて村民の志気を激励してありますが、それさへ或いは泥潭に没し、或いは岩角に砕ける有様で、困難を極めておることでもあります。一人一人でも通行できる道路を開き、人の肩によつて食糧を順次奥地へと運ぶ努力を開始しました、殆んど未だ状況さえ不明の有様であります。

かくのごとく今回の災害は極めて深刻でありまして、県当局としては、災害救助法などかかる深刻な異常災害には、梓の拡張その他根本的検討を加えてもらいたいとのことでもあります。一方農耕地なども、文字通り滅失し、石の河原となつておる所も多く、家屋を失つたものに対する住宅対策と共に、緊急施策を講ずる必要が痛感されます。

これら全県下各種被害額のうち、二十日までに判明したものを一括して申上げます。死傷者は、死者六百五十八人、行方不明一千八百八十九人、重傷四百七十八人、軽傷二千八百二十六人、合計四千九百九十九人の死傷となつております。罹災者及び罹災家屋につきましては、全壊四千六百二十九戸、その罹災者一万三千八百八十七人、流失四千九百七十九戸、その罹災者一万五千二百二十七人、その他半壊、床上浸水、床下浸水等を加え、合計五万六千三百六

戸、罹災者は二十三万五千五百八十五人となつており、実に全県民の四分の一以上が罹災している状況であります。

次に、農地公共施設等耕地関係被害額五十一億四、河川、道路、橋梁等土木関係が八百九十九億九千九百四十万、林道その他林業関係三十五億七千六百五十万、稲作その他農業関係八十一億七千二百一十六万、漁港、漁船等水産関係六億八千三百五十二万、商工関係七十四億五百四十五万、学校その他公共建物関係十七億七千四百五十九万、一般住宅五万四千六百三十三万、二百七十九億九千八百三十三万三千四百、開拓関係一千九百四十五万五千二百五十八万三千、これが復旧額は五百三十八億七千六百七十二万一千四百で、そのうち差当りの緊急復旧額は百七十六億七百三十四万六千四百となつております。その他に収容施設費、炊出費、被服費、生活必需品給与費、罹災者住宅建設費、その他応急救助及び防疫に要する経費が五億五千二百八十八万七千七百円となつております。以上いづれも、今後更に詳細な調査により増加の見込とのことであります。

最後に県並に地元からの多数の要望のうち、特に主なものに申上げます。

緊急復旧費に対する資金措置として、国庫助成の早期決定と補助金の概算交付について特別の措置を講ずるほか、特に資金運用部より取りあがす二

十億四角程度の緊急融資の措置を是非講ぜられたい。

平衡交付金の増額方を考慮せられると共に、取りあがす八月概算交付の際、少くも今回災害分五億四千万以上を加算交付せられるよう措置せられたい。災害復旧について、三カ年以内には必ず完成せしめるよう国庫助成、起債等の方途を講じ、なお土木耕地関係技術者が不足しているのを、技術援助のため、技術者の派遣方、特別の考慮を願いたい。

応急仮設住宅の設置を大幅に認められたい。

一般復旧事業資金について、政府資金の放出又は政府において損失補償利子補給等の方途を講じ且つ商工中金、国民金融公庫、或いは日銀の地方銀行に対する梓の拡大、耕地及び林道、水産関係の公共施設の復旧資金について、農林漁業資金の災害復旧資金枠の増大、又営農資金について農林中央金庫の低金利による資金融資、利子補給等の途を講ぜられたい、開拓地の災害による営農資金の枠を増額せられ、以上いづれも五カ年の償還猶予をせられたい。

罹災者に対する住宅対策として公営住宅の建設を大幅に認められ、地元負担に対する起債許可の措置を講ぜられたい。

罹災者及び復旧事業労働者に対し、食糧の特別配給の措置を講ぜられたい。

連年災害をこうむつておるので、災害関係府県の要望である台風災害地帯、農林水産業の振興、臨時措置法を制定せられたい。

耕地が根こそぎの被害を受けているので、青年は移民を希望しているのを、政府はブラジル等計画移民の枠を与えてもらいたい。

以上、概略を申上げましたが、今回の災害は極めて深刻でありまして、地元県民当局はもとより、政府、国会一体となつて速かに根本施策を講じなければ、復旧は容易なことではありません。何とぞ諸君の絶大なる御協力御援助をお願いする次第であります。以上簡潔であります、御報告申上げます。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件、

日程第二、工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十一号)の批准について承認を求めるの件、

日程第三、職業安定組織の構成に関する条約(第八十八号)の批准について承認を求めるの件、

日程第四、日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件、(いづれも衆議院送付)、

以上四件を一括して議題とすること、

〔異議なしと認むる者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認
ます。先ず委員長の報告を求めま
す。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

団結権及び団体交渉権についての
原則の適用に関する条約(第九十
八号)の批准について承認を求め
るの件

右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

団結権及び団体交渉権について
の原則の適用に関する条約(第九
十八号)の批准について承認
を求めるの件

団結権及び団体交渉権についての
原則の適用に関する条約(第九十八
号)の批准について、日本国憲法第
七十三条第三号但書の規定に基き、
国会の承認を求める。

〔参照〕

〔団結権及び団体交渉権について
の原則の適用に関する条約(第九
十八号)は都合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

工業及び商業における労働監督に
関する条約(第八十一号)の批准に
ついて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議
決する。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

工業及び商業における労働監督
に関する条約(第八十一号)の批
准について承認を求めるの件

工業及び商業における労働監督に
関する条約(第八十一号)の批准に
ついて、日本国憲法第七十三条第三
号但書の規定に基き、国会の承認を
求める。

〔参照〕

〔工業及び商業における労働監督
に関する条約(第八十一号)は都
合により附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

職業安定組織の構成に関する条約
(第八十八号)の批准について承認
を求めるの件

右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

職業安定組織の構成に関する条約
(第八十八号)の批准につい
て承認を求めるの件

職業安定組織の構成に関する条約
(第八十八号)の批准について、日本
国憲法第七十三条第三号但書の規定
に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

〔職業安定組織の構成に関する条約
(第八十八号)は都合により附録
に掲載〕

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

日本国とフランスとの間の文化協
定の批准について承認を求めるの
件

右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

日本国とフランスとの間の文化協
定の批准について承認を求め
るの件

日本国とフランスとの間の文化協
定の批准について、日本国憲法第七
十三条第三号但書の規定に基き、国
会の承認を求める。

〔参照〕

〔日本国とフランスとの間の文化協
定の批准について承認を求め
るの件〕

〔日本国とフランスとの間の文化協
定の批准について承認を求め
るの件〕

〔日本国とフランスとの間の文化協
定の批准について承認を求め
るの件〕

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました
団結権及び団体交渉権についての原則
の適用に関する条約、工業及び商業に
おける労働監督に関する条約及び職業
安定組織の構成に関する条約、の批准
について承認を求めるの件につき、一
括して外務委員会における審議の経過
と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、団結権及
び団体交渉権についての原則の適用に
関する条約は、一九四九年七月一日に
国際労働機関の総会で採択され、労働
者に与えられるべき基本的権利の擁護
を目的としたものでありまして、我が
国では労働組合法及び公共企業体等勞
働関係法によりまして、すでにこれら
の権利の保障を確保しております。次
に、工業及び商業における労働監督に
関する条約は、一九四七年七月十一
日、国際労働機関の総会で採択された
ものでありまして、労働監督による勞
働者保護を目的としたものであります。
我が国はすでに労働基準法により、監
督機関の設置が定められており、この
条約の規定する内容はすべて実施され
ているのであります。次に職業安定組
織の構成に関する条約は、一九四八年
七月九日に、国際労働機関の総会で採択
され職業安定組織の設置による雇用市
場の組織化を目的としたものであり
まして、これにより、失業防止及
び雇用の増大を図らんとするもので、

これ又我が国では、すでに職業安定法、
失業保険法等により、この条約の規定
する条件を満たしておるのでありま
す。これを要するに「この三条約は、
戦後我が国が初めて批准する労働条約
であり、批准により我が国が公正な国
際労働慣行を遵守していることを示
し、且つその将来における維持を国際
間に約束したことになる」と考へられ
る」との説明でありました。これら条
約の詳細につきましては、お手許の資
料を御参照願ひたいと存じます。

委員会は七月十六日以降三回本件
の審議を行い、質疑討論を経て、採決に
入りまして、全会一致を以て決定いたした
次第であります。

次に議題となりました日本国とフラ
ンスとの間の文化協定の批准につい
て、国会の承認を求めるの件につき、
外務委員会における審議の経過並びに
結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、政府は昨
年八月フランス政府より文化協定締結
方の提議に接し、その際先方では、日
本が戦後最初に結ぶ文化協定を是非日
仏間のものにしてもらいたいという
熱心な態度を示して参りましたし、我
がほうとしても、もとより異存のない
ところでありますので、昨年十月から
東京で交渉が始められ、本年五月十二
日、外務大臣と在日フランス大使との

間に、この文化協定の署名調印を了したのであります。この協定は、「日仏両国間に伝統的に存在している密接な文化関係を今後とも維持すると同時に、いよ／＼緊密化するを目的としており、協定実施後は両国間の文化交流を通じて両国民の相互理解、延いては政治的友好的関係を増進することに資することが可能となり、更に又現にヨーロッパ文化の中心地であるフランスを通じて、間接には欧州諸国に対する日本文化紹介の機会を増進する効果も期待できると考えられるので、この協定の批准について国会の承認を求めらるものである」との説明でありました。協定は、その内容として両国文化交流のための具体的事項、その方法等を規定しておりますが、詳細はお手許の資料を御参照願いたいと存じます。

委員会は三回に亘りまして本件を審議の上、七月二十三日の委員会において、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより四件の採決をいたします。四件全部を問題に供します。委員長報告の通り四件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて四件は、全会一致を以て承認することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第五、歯科医師法の一部を改正する法律案(林了君発議)。

日程第六、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長堂森芳夫君。

【審査報告書は都合により附録に掲載】

歯科医師法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十八年七月十日

発議者

林了

参議院議長河井彌八君

歯科医師法の一部を改正する法律

案

歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【審査報告書は都合により附録に掲載】

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八君

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「昭和二十七年における貸付」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未払診療報酬」に、「昭和二十七年から昭和二十九年までの間、毎年度予算の範囲内において、を」を「昭和二十七年において、予算の範囲内」に、同条第一

の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く)で、まだ支払つてないものをいう。

号中「貸付金の貸付を受ける年度(以下「貸付年度」という)の前年度」並びに同条第二号及び第三号中「貸付年度の前年度」をそれぞれ「昭和二十六年度」に改め、同条第四号中「昭和二十七年における貸付については、を削り、同条第五号及び第六号を削る。

第四条第一項中「未収保険料」を「昭和二十六年度未収保険料」に、「貸付対象額」を「昭和二十七年貸付対象額」に改め、同項の表を次のように改める。

昭和二十六年度における保険料収納割合	貸付金額
百分の七十以上	昭和二十七年貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十未満	昭和二十七年貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の九十以上	昭和二十七年貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十未満	昭和二十七年貸付対象額の百分の九十に相当する額
百分の九十五以上	昭和二十七年貸付対象額の百分の百に相当する額

第四条第二項を削る。

第四条の次に次の四条を加える。

(昭和二十八年度における特別貸付)

第四条の二 政府は、昭和二十七年三月三十一日において事業を実施していた保険者で、昭和二十六年度未収保険料があるもののうち、第三条各号に掲げる要件を具備するものに對し、昭和二十六年度未払診療報酬の支払に充てさせるため、昭和二十八年度におい

て、予算の範囲内で、貸付金を貸し付けることができる。厚生大臣が必要があると認めるときは、災害その他特別の事由により、第三条各号の要件を具備しない保険者に對しても、同様とする。

(貸付金額)

第四条の三 前条の規定による貸付金の額は、昭和二十六年度未収保険料のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準に従い、収納が著しく困難であると認める額の百分

三六三

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号 法律案外一件

の八十に相当する金額(以下「昭和二十八年特別貸付対象額」と

いう)を基準とし、左表に定めるところによる。

昭和二十六年における保 険料収納割合	貸付金額
百分の七十以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の九十以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の六十に相当する額
百分の九十五以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十五以上	昭和二十八年特別貸付対象額の百分の九十に相当する額

2 災害その他特別の事情のある保
険者に対する貸付については、厚
生大臣が災害その他特別の事情が
なかつたならば当該保険者が達す
ることができたであろうと認める
保険料収納割合を昭和二十六年
における保険料収納割合とみなし
て、前項の規定を適用する。

3 前条の規定による貸付金の額
は、昭和二十七年において貸付
金の貸付を受けた保険者について
は、第一項の規定にかかわらず、
当該貸付金の額の百分の六十に相
当する額とする。

4 昭和二十八年以降における貸
付
第四條の四 政府は、昭和二十八年
三月三十一日において事業を実施
していた保険者で、昭和二十七年
度未収保険料があるもののうち、
左の各号に掲げる要件を具備
するものに対し、昭和二十七年
度未収保険料の支払に充てさせ
るため、昭和二十八年から昭和
三十年度までの間、毎年度予算の
範囲内において、貸付金を貸し付

については、昭和二十八年に
おける保険料収納割合が、百分
の八十以上であり、且つ、当該
保険者が昭和二十八年ににおい
て貸付金(第四條の二の規定によ
る貸付金を除く)の貸付を受け
たものであるときは、同年度に
おける保険料収納割合が、昭和
二十七年ににおける保険料収納
割合より、第四條の五第一項の
表に定める級において一級以上
向上したことを。

六 昭和三十年度における貸付に
ついては、昭和二十九年ににお
ける保険料収納割合が、百分の
九十以上であり、且つ、当該保
険者が昭和二十九年ににおい
て貸付金の貸付を受けたものであ
るときは、同年度における保険
料収納割合が、第四條の五第一
項の表に定める級において第一
級であるか、又は昭和二十八年
度における保険料収納割合より、
一級以上向上し、当該保険
者が昭和二十八年ににおい
て貸付金(第四條の二の規定によ
る貸付金を除く)の貸付を受け、
昭和二十九年ににおい
てこれを
受けなかつたものであるときは、
昭和二十九年ににおける保
険料収納割合が、第四條の五第
一項の表に定める級において第
一級であるか、又は昭和二十
七年度ににおける保険料収納割合
より、二級以上向上したことを。

4 昭和二十八年ににおける貸付
については、昭和二十七年にに
おける保険料収納割合が、百分
の七十以上であること。
五 昭和二十九年ににおける貸付
については、昭和二十八年にに
おける保険料収納割合が、百分
の八十以上であること。

4 昭和二十八年ににおける貸付
については、昭和二十七年にに
おける保険料収納割合が、百分
の七十以上であること。

省令で定める基準に従い、収納が
著しく困難であると認める額の百
分の八十に相当する金額(以下「昭
和二十八年以降貸付対象額」と
いう)を基準とし、左表に定める
ところによる。

貸付年度の 前年 度における保 険料収納割合	級	貸付金額
百分の七十以上	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 四十に相当す る額	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 三十に相当す る額以下で厚 生大臣の定め る額
百分の八十以上	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 五十に相当す る額	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 四十に相当す る額以下で厚 生大臣の定め る額
百分の九十以上	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 六十に相当す る額	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 三十に相当す る額以下で厚 生大臣の定め る額
百分の九十五以上	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 七十に相当す る額	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 二十に相当す る額以下で厚 生大臣の定め る額
百分の九十五以上	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 八十に相当す る額	昭和二十八年 度以降貸付対 象額の百分の 二十に相当す る額以下で厚 生大臣の定め る額

2 第四條の三第二項の規定は、前
条の規定による貸付について準
用する。この場合において、第四
條の三第二項中「昭和二十六年
度における保険料収納割合」とある
のは、「貸付年度の前年度における
保険料収納割合」と読み替へるも
のとする。

3 同一の保険者が昭和二十七年
度から昭和三十年度までの間に
て貸付を受ける貸付金の合計額
は、昭和二十八年以降貸付対象
額をこえることができない。

第五條中「第三條」を「第三條、第四
條の二又は第四條の四に」、「昭和二
十七年度又は昭和二十八年」を「昭
和二十七年から昭和二十九年」ま
での間に、「昭和二十九年」を「昭
和三十年度」に改める。

第六條中「第三條」を「第三條、第四
條の二又は第四條の四に」改める。

第七條第一項中「当該貸付金の額

からしを当該貸付金の額の四分の一に相当する額から、「未払診療報酬の額」を未払診療報酬(第三条又は第四条の二の規定により貸付金の貸付を受けた保険者については昭和二十六年末未払診療報酬を、第四条の四の規定により貸付金の貸付を受けた保険者については昭和二十七年末未払診療報酬をいう。以下同じ。)の額に改める。

第十三条を次のように改める。

(昭和二十七年に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例)

第十三条 昭和二十七年四月一日から同年七月一日までの間に事業を再開した保険者及び事業を廃止した他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期間内に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、同年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。但し、昭和二十八年七月二日以後に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、政府は、昭和二十八年年度において第四条の四の規定により貸付金を貸し付けることができない。

診療報酬支払義務を承継して同期間内に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、昭和二十八年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。但し、昭和二十八年七月二日以後に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、政府は、昭和二十八年年度において第四条の四の規定により貸付金を貸し付けることができない。

付金にあつては、第四条の五第一項の表中昭和二十八年年度の欄を、昭和三十年年度における貸付金にあつては、同表中昭和二十九年年度の欄を、それぞれ適用するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔菅森芳夫君登壇、拍手〕

○菅森芳夫君 只今上程せられました

歯科医師法の一部を改正する法律案及び国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案につきましての厚生委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。先ず歯科医師法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は本院議員提出によるものでありまして、その提案理由及び改正点につきましては御説明申し上げます。

歯科医業の本質は、歯科領域における疾病の診療にあります。歯科医業の一部門である口腔外科におきましては、その治療中に大出血などのために死亡という事実が稀に生ずるのであります。かような場合に、現行法のごとく歯科医師みずから死亡診断書を交付することができないこととしておきますと、口腔外科を担当する歯科医師の責任の所在の明確を欠く虞れがあります。更に死亡診断書の交付能力を有しております歯科医師に對しまして、

その交付を認めますことは、歯科医療の向上の点から見ましても重要な意義を有するものであります。よつて歯科医師法第十九条第三項の「歯科医師は、死亡診断書を交付してはならない」という項を削除することに改正した次第であります。

厚生委員会におきましては、別段の質疑もなく討論を省略し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。先ず提案理由並びに改正点につきまして申し上げます。改正点につきましては、去る第十三回国会におきまして、保険者の診療報酬の未払を解消し、国民健康保険の再建整備を助成するため、国民健康保険再建整備資金貸付法が議決せられ、公布施行を見たのであります。したが、その後本法施行の実績に鑑みまして、更にこの貸付金額を増額し、貸付条件を緩和することによつて再建整備計画を促進いたしたため、今回、一部改正を行うことになつた次第であります。改正の第一点は、現行法では昭和二十六年末までの診療報酬の未払を、昭和二十九年年度までの間に解消することになつております。これを、昭和二十七年末までの診療報酬の未払を、昭和三十年年度までの間に解消するように改めた点であります。昭和二十八年年度における貸付金

の予算額は四億六千八百九十万六千円に改められております。改正の第二号は、現行法では、貸付対象額は、未収保険料の百分の五十となつております。これを百分の八十に引上げて貸付金を増額することに改めた点であります。改正の第三号は、現行法では、貸付に伴い保険者が未払診療報酬の支払に充てたるため調達すべき自己資金が、貸付金額と同額以上となつておりますのを、貸付金額の四分の一相当額に引下げ、保険者の負担の軽減を図るよう改めた点であります。改正の第四号は、現行法による昭和二十七年年度における貸付の実績は、当初の予定の約二分の一に過ぎなかつたのであります。これは、貸付金額が少いものでありますので、本改正におきましては、昭和二十六年末までの未払診療報酬の支払に充てさせるため、昭和二十八年年度におきましても、貸付金を貸し付けることができるとし、前に申述べました改正に倣つて、その貸付対象額を増額することとができるように改正いたしましたのであります。この貸付金の予算額は二億六千四百八十八万四千円となっております。

本改正案に関する質疑におきましては、昭和二十七年年度における貸付実績が、当初予定額の半分に過ぎなかつたことは、貸付金に対する保険者の自己調達金が多額に過ぎたために、その貸付申請は少かつたという險路が明らかになつたのであります。

厚生委員会におきましては、今回の国民健康保険に対する助成交付金の配分、整備貸付金計画及び国保普及年次計画の関連性を強調いたしました。政府としては、「国民健康保険に対する助成交付金が認められた今日の機会において、更に国保関係者の努力を期待し、その給付内容、事務運営等について再検討を加え、国保再建の基礎を確立すべく徹底させる」との言明がありました。かくて質疑を打ち切り、討論を省略して、衆議院送付案の通り可決すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて両案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、国有財産法等の一部を改正する法律案

日程第八、証券取引法の一部を改正する法律案

日程第九、証券投資信託法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)

日程第十、昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

日程第十一、相互銀行法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第十二、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求める件(正倉院の件)

日程第十三、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求める件(皇居の件)、(いずれも衆議院送付)

以上、七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

審査報告書

国有財産法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年七月二十二日

大蔵委員長 大矢半次郎

参議院議長河井彌八郎殿

多数意見者署名

前田 久吉

三木與吉郎

小林 政夫

菊川 孝夫

藤野 繁雄

岡崎 眞一

森下 政一

土田国太郎

西川甚五郎

堀木 謙三

青柳 秀夫

第一条のうち第十三条及び第十四条の改正規定中第十三条を次のように改める。

第十三条 公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定した公共用財産について、その用途を廃止し、若しくは変更し、又はこれを公共用財産以外の行政財産としてしようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。但し、当該財産の価額が三百万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その用途を廃止し、若しくは変更し、又は公共用財産以外の行政財産とする財産の価額の合計額が三千万円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

2 皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としてしようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。但し、当該財産の価額が三百万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が三千万円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

三、費用 この法律施行のため、別に費用を要しない。

国有財産法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十八年六月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

国有財産法等の一部を改正する法律案

国有財産法等の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国有財産の分類及び種類について変更を加え、皇室用財産の取得等についての手続を緩和し、また、国立大学の施設の集合整備を図るため、その交換につ

いて特例を設けようとするものであつて、おおむね適当な措置と認められるが、公共用財産で公園又は広場として公用に供し、又は供するものと決定したもののについては、その用途を廃止し、若しくは変更し、又はこれを公共用財産以外の行政財産としてしようとするときは、一件の価額が三百万円以上である場合及び一件の価額が三百万円未満であつても一年間の合計額が三千万円以上の場合には国会の議決を要することとすることが適当と認め、修正を加えた。

二、事件の利害得失 国有財産制度を整備し、関係事務の適切な運営を期し得る利益がある。

三、費用 この法律施行のため、別に費用を要しない。

国有財産法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十八年六月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

国有財産法等の一部を改正する法律案

国有財産法等の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国有財産の分類及び種類について変更を加え、皇室用財産の取得等についての手続を緩和し、また、国立大学の施設の集合整備を図るため、その交換につ

いて特例を設けようとするものであつて、おおむね適当な措置と認められるが、公共用財産で公園又は広場として公用に供し、又は供するものと決定したもののについては、その用途を廃止し、若しくは変更し、又はこれを公共用財産以外の行政財産としてしようとするときは、一件の価額が三百万円以上である場合及び一件の価額が三百万円未満であつても一年間の合計額が三千万円以上の場合には国会の議決を要することとすることが適当と認め、修正を加えた。

二、事件の利害得失 国有財産制度を整備し、関係事務の適切な運営を期し得る利益がある。

三、費用 この法律施行のため、別に費用を要しない。

国有財産法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十八年六月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

七 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む)、地方債証券及び投資信託又は貸付信託の受益証券、外国又は外国法人の発行する証券でこれらに準ずるもの並びに出資に因る権利。但し、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

第二条第三項を次のように改める。

3 第一項第七号に掲げる社債券及び地方債証券には、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録されたものを含むものとする。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

第三条第二項第三号中「供するもの」を「供し、又は供するものと決定したもの」に改める。

第八条第一項本文中「廃止した場合」の下に「又は普通財産を取得した場合」を加える。

第九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、国有財産の総轄に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。

第十条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は

貸付を受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員をして実地監査をさせることができる。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならない。但し、当該財産の価額が三百万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が三千万円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

第十四条 左に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、大蔵大臣に協議しなければならない。但し、前条の規定により国会の議決を経なければならない場合又は政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき、又は建物を取得しようとするとき、

二 普通財産を行政財産としようとするとき。

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号 国有財産法等の一部を改正する法律案外六件

三 行政財産の種類を変更しようとするとき。

四 行政財産である土地又は建物について、所屬替をし、又は用途を変更しようとするとき。

五 行政財産である建物を移築し、又は改築しようとするとき。

第十五条本文中「公用財産、企業用財産及び普通財産」を「国有財産」に改め、同条但書を次のように改める。

但し、国において直接公共の用に供する目的をもつてこれをする場合であつて、当該財産の価額が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。

第二十八条第一号中「道路、河川、水路、港湾、堤、みぞ又はため池の用に供していたもの」を「公共用財産」に、同条第二号中「既存の道路、河川、水路、港湾、堤、みぞ又はため池」を「公共用財産」に、同条第三号中「道路、河川、水路、港湾、堤、みぞ又はため池の用に供していたもの」を「公共用財産のうち」に改める。

第三十八条中「公共物」を「公共の用に供する財産で政令で定めるもの」に改める。

第二條 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

（国有財産特別措置法の一部改正）
第二條 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一條を加える。

（交換の特例）
第九條の二 文部大臣は、国立大学の施設を効率的に運営するため、当該国立大学の施設を集合整備する必要があると認められるときは、国有財産法第二十七條第一項の規定にかかわらず、当該国立大学の施設を、その用途を廃止して地方公共団体その他の者の所有する施設と交換することができる。但し、交換に係る施設の価額の差額がその高価なもの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2 国有財産法第二十七條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による交換について準用する。この場合において、同条第三項中「堅固な建物」とあるのは、「建物」と読み替へるものとす。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八十六條 次のように改める。

第八十七條に見出しとして「（国に関する特例）」を附し、同条第一項中「国有財産法に規定する」を「国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）に規定する」に改め、「公共福祉用財産として」を削り、

同項但書中「そのものが」の下に「文部大臣以外の者が管理している」を加え、「他の行政財産」を「行政財産」に、「国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）に規定する国有林野に属するものであるとき、又は他の法律の適用上国有財産法第三條第三項に規定する普通財産として取り扱うべき」を「その他文部大臣以外の者が管理すべき」に改め、「これらの財産として」を削る。

第八十七條の次に次の一條を加える。

第八十七條の二 前條第一項の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物を文部大臣が管理するため、所屬を異にする会計の間において所管換又は所屬替をするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

同項但書中「そのものが」の下に「文部大臣以外の者が管理している」を加え、「他の行政財産」を「行政財産」に、「国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）に規定する国有林野に属するものであるとき、又は他の法律の適用上国有財産法第三條第三項に規定する普通財産として取り扱うべき」を「その他文部大臣以外の者が管理すべき」に改め、「これらの財産として」を削る。

第八十七條の次に次の一條を加える。

第八十七條の二 前條第一項の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物を文部大臣が管理するため、所屬を異にする会計の間において所管換又は所屬替をするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第五十四條第一項中「公共物を除く」を削る。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「普通財産」を「公共用財産又は普通財産」に改める。

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九條中「第一項第六号」を「第四号」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

証券取引法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和二十八年六月十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第七号中「投資信託」を「証券投資信託又は貸付信託」に改め、同条第七項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第九項中「できることとなつた者」を「できることとなつた株式会社」に改め、同条第十一項中「目的とする者」を「目的としてこの法律に基いて設立された者」に改める。

第三條第一項中「及び第五号」を「第五号及び第七号」に改める。

第四條第三項中「第一項の規定の適用を除外される」を「前項但書の規定により同項の規定を適用されないこととなる」に、「同項の規定の適用を除外されている」を「同項の規定を適用されない」に改め、「大蔵省令で定める様式により」を削り、同条第四項中「第一項の規定の適用を除外される」を「第一項但書の規定により同項の規定を適用されないこととなる」に改める。

第三六七

る」に改め、同条第二項を削り、同条第一項に次の但書を加える。

但し、募集又は売出額(当該有価証券のうち無額面株式があるときは、当該株式については、その発行価額。以下同じ)の総額が五千万円以下の有価証券で大蔵省令で定めるものの募集又は売出については、この限りでない。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条 前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合(当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む)においては、大蔵省令で定めるところにより、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員(取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ)又は発起人に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のために必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。

前項の届出書には、定款、目録見書その他の書類で大蔵大臣が公益又は投資者保護のために必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

第六条 第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、その者が同項の規定による届出をする前に発行した有価証券が証券取引所に上場されている場合においては、その届出が効力を生じた後遡及なく、前条第一項及び第二項の規定による届出書類(届出がその効力を生ずることとなる日前に第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により提出される訂正届出書を含む)の字を、当該証券取引所に提出しなければならない。

第七條第一項中「第三項を」を「第二項に改め、同条第二項を削る。」

第八條第三項及び第九條第一項中「第三項を」を「第二項に改める。」

第十一條を削り、第十二條を第十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

第十二條 第六條の規定は、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に第十條第一項の規定により訂正届出書が提出された場合及び前条の規定により訂正届出書がその訂正の効力を生じた場合に、これを適用する。

第十三條第二項中「有価証券届出書のうち第五條第一項に掲げる事項について」を「第五條第一項に規定する届出書に」に改め、同条第三項中「事項を」を「内容に」改める。

第十四條第一項中「一年以内」を「六箇月以内」に改める。

第十五條第一項中「取得させ若しくはその取得の申込をし、又は売付け若しくは売付け後の受渡のためにこれを交付し」を「取得させ又は売付け」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第四條第一項但書の規定により同項の規定を適用されないこととなる有価証券については、この限りでない。

第十五條第二項中「取得させ、又は売付けのためにこれを交付し」を「取得させ又は売付け」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、証券業者が他の証券業者に取得させ又は売付けする場合に、この限りでない。

第十五條第三項第四号中「なす場合」を「当該顧客に取得させ又は売付けする場合」に改める。

第十六條中「第四條第一項又は」を削る。

第十八條第一項各号列記以外の部分中「左の各号に掲げる者」を「当該有価証券届出書の届出者」に改め、「連帯して」を削り、同項各号を削る。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十條第二項中「第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者」を「有価証券届出書の届出者」に、「有価証券届出書のうちその者が責任に任ずべき部分について」を「有価証券届出書に」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十四條第一項を次のように改める。

第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発

行者は、その者が会社である場合においては、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のために必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した報告書三通を、毎事業年度経過後三箇月以内に大蔵大臣に提出するとともに、当該有価証券が証券取引所に上場されている場合には、その字を当該証券取引所に提出しなければならない。

第二十四條第二項の次に次の一項を加える。

有価証券の発行者が前項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により第一項の報告書について訂正報告書を提出した場合において、当該有価証券が証券取引所に上場されているときは、当該発行者は、その提出後遡及なく、当該訂正報告書の字を当該証券取引所に提出しなければならない。

第二十五條第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六條(第十二條において準用する場合を含む)の規定により届出書類の字又は前条の規定により報告書若しくは訂正報告書の字を証券取引所に提出する場合においては、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた大部分は、これを当該書類から削除して提出することができる。

第一項但書の規定は、第二項及び第三項に規定する有価証券届出書、届出書類、報告書及び訂正報告書の字について、これを準用する。

第二十五條第一項中「及び前条の規定による報告書」を「並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、有価証券届出書についてはこれに係る届出がその効力を生じた日から五年(第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日まで)の期間は、これを算入しない。

報告書及び訂正報告書については、当該書類を大蔵大臣が受理した日から五年を経過した場合においては、この限りでない。

第二十五條第一項の次に次の二項を加える。

有価証券の発行者は、有価証券届出書の字並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書の字を、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所は、第六條(第十二條において準用する場合を含む)の規定により提出された届出書類の字並びに前条の規定により提

出された報告書及び訂正報告書の写を、大蔵省令で定めるところにより、当該証券取引所に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十七条中「第五条乃至第十四条、第十八条乃至第二十三条及び前二条を、第五条乃至第十二条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十四条」に改める。

第二十八条第一項中「登録された者」を「登録された株式会社」に改め、同条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 資本の額及び役員の名
第二十八号第三項及び第四項を次のように改める。

前項の登録申請書には、定款、会社登記簿の謄本その他の書類で大蔵省令で定めるものを添付しなければならない。

第二十九号中「第三十一条」の下に「第一項」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 資本の額及び役員の名
第二十九号第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第三十号の二「第四項」を「第二項」に改める。

第三十一条各号を次のように改める。

一 株式会社でない者
二 資本の額が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない会社
三 資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額が前号の規定による資本の額の百分の九

十に相当する額に満たない会社
商号のうち証券という文字を使用しない会社

五 他の証券業者が現に使用する商号と同一の商号又は他の証券業者の営業と誤認される虞のある商号を使用しようとする会社

六 第三十九号、第四十条第三項、第五十七号第一項又は第五十九号の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社

七 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社

八 第八十七号の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの会社

九 取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本条中同じ。)又は監査役のうち左のイ乃至ホの一に該当する者のある会社

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券業者が第三十九号、第四十条第三項、第五十七号第一項又は第五十九号の規定により登録を取り消された場合

において、当該処分があつた

日以前三十日以内に当該会社の取締役であつた者で当該会社がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの
ニ 第五十九号の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの
ホ 第八十七号の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者

第三十一条次の一項を加える。
前項第三号の資産の合計金額及び負債の合計金額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第三十二条第一項中「遅滞なく」を「大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく」に改め、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に、「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十三条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第五項中「その登録」とあるのは、「当該営業所の登録」と読み替へるものとする。

第三十六号中「第三十一条」の下に「第一項」を加え、「第四項」を「第二項」に改める。

第三十七号中「証券業者は、」の下に「第二十九号(第三十二条第二項)において準用する場合を含む。以下第三十八号及び第三十九号において同じ。」の規定により登録を受けた各営業所又は代理店において」を加え

る。

第三十八号中「三箇月以内」の下

に「第二十九号の規定による登録を受けた各営業所若しくは代理店において」を、「三箇月以上」の下に「当該営業所若しくは代理店において」を加え、「その登録を」を「その営業を開始せず、又は休止した営業所又は代理店の登録(当該営業所が本店である場合には、当該証券業者の登録)」に改める。

第三十九号第一項中「第三十一条第一号、第二号又は第三号の二乃至第十号」を「第三十一条第一号第一号、第二号又は第四号乃至第九号」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条第二項中「その登録」を「その不正の手段により登録を受けた営業所又は代理店の登録(当該営業所が本店である場合には、当該証券業者の登録)」に改める。

第四十条第一項中「命じなければならぬ」を「命ずることができ」に改め、同条第二項中「前項の場合において」を「大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた場合において」に改め、「大蔵大臣は」を削り、同条第三項中「第一項の場合において」を「大蔵大臣は、第一項の規定により営業の停止を命じた場合において」に改め、「大蔵大臣は」を削る。

第四十一条第二項中「特別の法律により法人の発行する債券又は社債券」を「又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは社債券で大蔵省令で定めるもの」に改める。

第四十八号中「様式により」を「と」に改める。

第四十九号及び第五十条を次のように改める。

第四十九号

証券業者が顧客に信用を供して行う有価証券の売買その他の取引その他の大蔵省令で定める取引については、当該証券業者は、大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が百分の三十を下らない範囲において定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券を以て充てることができる。

第五十一条中第一項を次のように改める。
証券業者は、顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自己が占有する有価証券をその他の者の有価証券と混同して担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、当該顧客から書面による同意を受けなければならない。

第五十一条第三項を削る。
第五十四号第一項第五号中「第一号、第二号又は第三号の二乃至第六号」を「第一項第七号乃至第九号」に改め、同項第五号の二を削り、同項第五号の三を同項第五号の二とし、同条第二項中「又は社員の同意があつたことを知るに足る書面」を削る。

第五十五条の二「借入をなし」を「金銭若しくは有価証券の借入をなし若しくは過当な数量の有価証券の借入をなし若しくは預託を受け」に

改める。

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号 国有財産法等の一部を改正する法律案外六件

改め、「ならない旨」の下に、「あらたな有価証券の借入をなす若しくは預託(顧客が有価証券の売買の委託に際しこれについてなす有価証券の預託を除く)を受けてはならない旨、顧客から借り入れ若しくは預託を受けている有価証券の全部若しくは一部を返還すべき旨」を加える。

第五十六条第一項第二号を次のように改める。

二 住所及び所属する営業所名
第五十九条中「その登録を」を「その証券業者の登録若しくは支店その他の営業所若しくは代理店の登録」に改め、「その営業」を「その営業の全部若しくは一部」に改める。

第六十二条第一号中「業務を執行する役員」を「取締役」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 証券業を廃止した場合においては、取締役
第六十九条第一項第二号中「第一号乃至第五号」を「第一項第九号乃至ホ」に改める。

第七十三条を次のように改める。
第七十三条 削除

第八十条に次の二項を加える。
証券取引所は、その名称のうちに証券取引所という文字を用いなければならない。

証券取引所でない者は、その名称のうちに証券取引所であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

第八十一条第二項中「大蔵省に備える証券取引所登録簿に登録」を「大蔵大臣の免許」に改める。
第八十二条第一項中「前条第二項

の登録」を「前条第二項の免許」に、「登録申請書」を「免許申請書」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「登録申請書」を「免許申請書」に、「左に掲げる書類」を「定款、業務規程、受託契約準則その他大蔵省令で定める書類」に改め、同項各号を削る。

第八十三条から第八十五条までを次のように改める。

第八十三条 大蔵大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に適合し、且つ、有価証券市場における売買取引の公正を確保し、及び投資者を保護するために十分であること

二 当該申請に係る証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること

三 当該証券取引所の設立される地方における証券業者の数、有価証券の取引の状況、その地方に本店、支店その他の事務所又は事業所を有する会社でその発行する有価証券が当該証券取引所における上場を予定されるものの数その他その地方における経済の状況に照らし、当該証券取引所を設立することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当であること

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるとき

は、左の各号の一に該当する場合を除いて、設立の免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき

二 免許申請者が第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき

三 役員のうち第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一に該当する者のあるとき

四 免許申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき

第八十四条 大蔵大臣は、第八十二条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないとき認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

大蔵大臣が、第八十一条第二項の規定による免許を与えないこととし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面を以て免許申請者に通知しなければならない。この場合において、免許を与えない旨の通知には、その理由を示さなければならない。

第八十三条第二項各号の一に該当していたことを発見したときは、当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行つた後、その免許を取り消すことができる。

第八十五条の二 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第八十六条に第一項として次のように加える。

証券取引所は、営利の目的を以て業務を営んではならない。
第八十八条第二項を削る。
第九十五条第二号中「死亡又は」を削る。

第九十七条第二項中「地方債証券又は」の下に「特別の法律により法人の発行する債券若しくは」を加え、同条第三項中「政令で」を「証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて」に改める。

第百条第三項中「第三十一条第一号乃至第五号の規定」を「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」に改め、同条第二項を次のように改める。
理事及び監事は、第三項の規定により選任される理事を除き、定款の定めるところにより、会員が、これを選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事(同項の規定により選任される理事を除く)が、これを選挙する。

理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

第百二条第一項中「第三十一条第一号乃至第五号」を「第三十一条第一項第九号イ乃至ホ」に改める。

第百三条中「役員が法令」の下に「定款」を加え、「命じなければならない。」を「命ずることができる。」に改める。

第百五条第三号中「大蔵省令で定めるところによる信託会社を」信託会社又は信託業務を営む銀行」に改める。

第百八条第二項を削る。
第百十条から第百十六条までを次のように改める。

第百十条 証券取引所は、第百十一条の規定による命令に基き上場する場合を除く外、有価証券を売買取引のため上場しようとするときは、当該有価証券の上場について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第百十一条 大蔵大臣は、証券取引所に上場されている株式の発行者があつたに発行する株式を、当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、その株式を売買取引のため上場すべきことを命ずることができる。

てい有価証券の発行者は、予め大蔵大臣の承認を受けた場合においては、当該有価証券の上場の廃止を当該証券取引所に請求することができ。この場合においては、証券取引所は、直ちにその上場を廃止しなければならない。

第百四十八条乃至第百六十六條 削除

第百四十八条を次のように改める。

第百四十八条 証券取引所に上場されている有価証券の発行者(第二十四条の規定により報告書が大蔵大臣に提出する者を除く)は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該発行者の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該発行者の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該発行者の役員に関する事項その他証券取引所に関する事項若しくは証券取引所の定款、業務規程若しくは受託契約規則(以下本号中定款等と総称する。)に、「法令又は定款を、法令又は定款等に、「登録」を「設立の免許」に、「又は一年以内」を「若しくは一年以内」に改め、「一部の禁止の下に」を命じ若しくはその役員を解任を命じ、又は定款に定める必要な措置をなすこと」を加え、同条第二号中「業務の全部」の下に「若しくは一部」を加える。

第百六十六條第一項中「九人」を「十三人」に改める。

第百八十五條第一項中「(第二十七條において準用する場合を含む。)、第五十條第二項」を削る。

第百八十六條中「日当」を削る。

第百八十八條を次のように改める。

第百三十條第三項を削る。

第百三十二條を次のように改める。

第百三十二條 削除

第百三十四條第一項第五号中「登録」を「設立の免許」に改め、同条第二項を次のように改める。

証券取引所の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第百三十八條第一項中「第八十三條第二項」を「第八十四條第二項」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四 大蔵大臣の設立免許の年月日

第百四十九條第三項中「登録」を「設立の免許」に改める。

第百五十五條第一号中「法令若しくは」を「法令、定款若しくは」に、「又は当該証券取引所の定款」を「若しくは証券取引所の定款、業務規程若しくは受託契約規則(以下本号中定款等と総称する。)」に、「法令又は定款」を「法令又は定款等に」「登録」を「設立の免許」に、「又は一年以内」を「若しくは一年以内」に改め、「一部の禁止の下に」を命じ若しくはその役員を解任を命じ、又は定款に定める必要な措置をなすこと」を加え、同条第二号中「業務の全部」の下に「若しくは一部」を加える。

第百六十六條第一項中「九人」を「十三人」に改める。

第百八十五條第一項中「(第二十七條において準用する場合を含む。)、第五十條第二項」を削る。

第百八十六條中「日当」を削る。

第百八十八條を次のように改める。

第百八十八條 削除

第百八十九條第一項中「主要株主」の下に「(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者をいう。以下同じ。」を加える。

第百九十三條の二第三項の次に次の一項を加える。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができ。

第百九十七條中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第百九十八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第百九十九條中「取引所」を「証券取引所」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第八十六條第一項の規定に違反したとき

第二百条中「一万五千元」を「五万円」に改め、同条第四号中「第六十六條」を「第六十六條、第八十條第四項」に改める。

第二百一一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百三三條第三項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百四四條中「又は第百七十六條」を削り、「三万円」を「十万円」に改める。

第二百五五條中「二万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「第十三條第五項」を「第四條第三項、第十三條第五項」に改め、「(第二十七條において準用する場合を含む。)」を削り、「第三十條第四項」を「第二十五條第二項若しくは第三項(第百十八條第二項において準用する場合を含む。)、第三十條第四項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第六條(第十二條において準用する場合を含む。))の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者

二の二 第二十四條第一項若しくは第二項若しくは第百十八條の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者

第二百五五條第三号中「(第二十七條において準用する場合を含む。)」又は「第五十五條」を「第五十五條又は第百九十三條の二第四項」に改め、同条第四号中若しくは添附書類を削り、同条第五号中「第五十條第二項」を削り、同条第七号中「又は第百三十二條」及び「若しくは発送」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 第五十三條第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第二百五五條第八号中「第五十三條第二項」の下に「又は第五十五條の二」を加え、同条第十一号及び第十二号を次のように改める。

二)を加え、同条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 削除

十二 削除

第二百五五條第十五号中「(第二十七條において準用する場合を含む。)、第五十條第二項」を削る。

第二百六六條中「取引所」を「証券取引所」に、「二万円」を「三万円」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 第八十五條の二第一項、第百五十五條又は第百十三條後段の規定に違反したとき

二 第八十五條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三 削除

第二百六六條第四号中「又は第百十三條第一項」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 第百一十一條の規定による命令に違反したとき

第二百六六條第六号中「第百十四條第一項」を「第百十二條」に改める。

第二百八八條中「五千元」を「一万円」に改め、同条第一号中「第四條第三項」を「第四條第二項」に改め、同条第八号から第十号までを次のように改める。

八乃至十 削除

第二百九十九條中「三千元」を「五千元」に改める。

第二百十條中「千円」を「三千元」に改める。

附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号 国有財産法等の一部を改正する法律案外六件

- 2 この法律施行の際現に証券業者である会社(株式会社を除く)に對する改正後の証券取引法(以下「新法」という)の適用については、この法律施行の日から一年を限り、新法第二條第九項、第二十八條第一項及び第三十一條第一項第一号中「株式会社」とあるのは「会社」と、新法第三十一條第一項第九号中「取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本条中同じ)又は監査役」とあるのは「役員」と、新法第五十四條第二項中「總會の議事録の謄本」とあるのは「社員の同意があつたことを知るに足る書面」と、新法第六十二條第一号及び第三号中「取締役」とあるのは「会社の業務執行社員」とする。
- 3 改正前の証券取引法(以下「旧法」という)第二條第九項に規定する証券業者(株式会社であるものを除く)は、新法第三十一條第一項第九号ハの規定の適用については、同号ハの証券業者とみなす。この場合において、同号ハの規定中「取締役」とあるのは、「業務執行社員」とする。
- 4 この法律施行の際旧法第八十一條第二項の規定による登録がされている証券取引所は、新法第八十一條第二項の規定による大蔵大臣の免許を受けて設立された証券取引所とみなす。
- 5 この法律施行の際旧法第一百十條又は第一百十三條の規定により証券取引所に上場されている有価証券は、この法律施行の日から一月を限り、新法第一百十條の規定による大蔵大臣の承認を受けて上場されている有価証券とみなす。
- 6 新法第六十六條第一項の規定により新たに任命される委員の任期は、新法第六十七條の規定にかかわらず、昭和二十九年八月十五日までとする。
- 7 担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保證されている社債券(転換社債券を除く)の募集又は売出は、新法第四條第一項の規定にかかわらず、当分の間、同項の規定による届出をしない、することができ、この場合において、これらの社債券は、新法第十五條第一項但書に規定する有価証券とみなす。
- 8 この法律施行の際旧法第四條第一項の規定による届出が効力を生じている有価証券のうち、その募集又は売出が新法第四條第一項但書の規定に基いて同項の規定を適用されないこととなるものについては、その有価証券の発行者は、この法律施行後は、新法第二十四條の規定による報告書を提出することを要しない。
- 9 附則第七項に規定する社債券のうち、この法律施行の際旧法第四條第一項の規定による届出が効力を生じているものの発行者は、この法律施行後は、前項の規定による場合の外、当該届出が効力を生じたため提出すべき新法第二十四條の規定による報告書は、提出することを要しない。
- 10 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 11 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第四十七号及び第十條第二十号中「登録し」を「の設立を免許し」に改める。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
証券投資信託法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和二十八年六月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂
証券投資信託法の一部を改正する法律案
証券投資信託法のの一部を改正する法律
証券投資信託法のの一部を改正する法律
証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「登録」を「免許」に、「第二十一條」を「第二十條の二」に改める。
第二條に次の一項を加える。
3 この法律において「委託会社」とは、証券投資信託の委託者となることを業とする会社をいう。
第四條第一項中「大蔵省に備える証券投資信託委託会社登録簿(以下「登録簿」という)に登録された会社(以下「委託会社」という)を「委託会社」に改め、同條第二項中「資本の金額」を「資本の額」に改める。
第五條に次の一項を加える。
7 元本の追加信託をすることができ、証券投資信託の受益証券は、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。
一 追加信託をすることができ、元本の限度額
二 当該受益証券が追加信託に係るものであるときは、その発行の際までに追加信託をした信託の元本の額及び受益権の総口数の第二章の標題中「登録」を「免許」に改める。
第六條を次のように改める。
(免許の申請)
第六條 委託会社となることとする会社は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。
2 前項の免許を受けようとする会社は、左に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。
一 商号及び資本の額
二 本店、支店その他の營業所の名称及び所在の場所
三 取締役の氏名
3 前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、信託契約締結に關する計画書その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。
第七條を削り、第八條及び第九條を次のように改める。
(免許基準)
第七條 大蔵大臣は、前條第二項の規定による免許の申請があつた場合において、その申請が第一号及び第二号に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 免許申請者の人的構成及び有価証券への投資の経験及び能力並びに証券市場の状況等に照らし、当該免許申請者が証券投資信託の委託者としての業務を行うにつき十分な適格性を有する者であること。
二 証券投資信託の委託者としての業務の収支の見込が良好であること。
2 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、左の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。
一 免許申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。
二 免許申請者がこの法律又は証券取引法の規定により罰金の刑

に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 免許申請者が第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項第一号ハの規定によりその免許を取り消され、又は証券取引法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者がその取締役のうちにイからニまでの一に該当する者のある会社であるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 委託会社が第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項第一号ハの規定により免許を取り消された場合又は証券取引法第二十九条に規定する証券業者が同法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消された場合において、取消があつた

た日以前三十日以内に当該会社の取締役であつた者で、取消の日から五年を経過するまでのもの

ニ 第二十三条第一項第二号又は証券取引法第五十九条の規定により解任を命ぜられた取締役で当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの
五 免許申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(免許を与えない場合の審問等)
第八条 大蔵大臣は、第六条第二項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

2 大蔵大臣が、第六条第一項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面をもつて免許申請者に通知しなければならない。

この場合において、免許を与えない旨の通知には、その理由を示さなければならない。
第十条第一項中「第七条第一項第一号から第三号まで」を「第六条第二項各号」に改め、同条第二項中「左に掲げる書類」を「当該変更を証する書面その他の大蔵省令で定める書類」に改め、同項各号を削り、同

条を第九条とする。

第十一条を次のように改める。
第十条及び第十一条 削除

第十六条第一項中「貸付」の下に「(コールローンを除く)」を加える。
第四章中第二十一条の前に次の三条を加える。

(役員・監事の職制)

第二十条の二 委託会社の業務に従事する取締役が、他の会社の業務に従事し、又は事業を営もうとする場合には、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(廃業、解散等についての認可)

第二十条の三 左に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

一 委託会社の業務の廃止又は委託会社の解散の決議

二 委託会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受

第二十條の四 委託会社が合併の決議をした場合において、信託契約に関する業務以外の業務を兼ねて営んでいないときは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百条第一項に規定する一定の期間は、同項但書の規定にかかわらず、一月まで短縮することができる。

2 前項の規定は、合併に因る株式併合の場合における商法第三百七十七條第一項に規定する一定の期間について準用する。

第二十一条中「若しくは受託会社」を、「受託会社若しくはこれらの会社であつた者」に、「委託会社の信託財産その他の業務」を「証券投資信託の信託財産若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社であつた者の証券投資信託に係る業務」に改める。

第二十二條第一項各号列記以外の部分中「登録を」を「免許」に改め、同条第一項各号を次のように改める。
一 第七條第二項第一号から第三号までの一に該当することとなつたとき。

二 免許当時第七條第二項第一号から第三号までの一に該当していたことを発見したとき。

第二十二條第二項から第四項までを次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により免許を取り消した場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を書面をもつて委託会社に通知しなければならない。

第二十三條第一項第一号を次のように改める。
一 委託会社がこの法律若しくは証券取引法若しくはこれらの法律に基き命令(以下「この法律等」と総称する。)、この法律等に基いてする行政官庁の処分若しくは信託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合又はその指図が適正を欠くため信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益

又は投資者保護のため適當であると認めるときは、左に掲げる処分

イ 新たな信託契約の締結又は現に存する信託契約についての元本の追加信託をしてはならない旨を命ずること。

ロ 現に存する信託契約に基づく信託契約の解約若しくは当該信託契約の変更を命じ、又は大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

ハ 当該委託会社の免許の取消をすること。

第二十三條第一項第二号中「法令若しくは信託契約に違反し、又はその取締役が法令に違反した場合」を「この法律等若しくは信託契約に違反し、又はその取締役がこの法律等に違反した場合」に改め、「違反行為をした取締役」の下に、「その取締役が第七條第二項第四号イからニまでの一に該当することとなり、若しくは免許当時同号イからニまでの一に該当していたことを発見した場合においては、その取締役」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。
2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をした場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を、書面を

もつてその処分を受ける委託会社又は取締役の属する委託会社に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項第一号の規定により信託契約に関する業務の引継を命じた場合においては、遅滞なくその旨を受託会社及びその引継を受ける委託会社に通知しなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 大蔵大臣は、委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該委託会社又は受託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該委託会社又は受託会社に対し、大蔵大臣があらかじめ当該信託契約に係る受託会社又は委託会社及び他の委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一 委託会社が第二十二条第一項又は前条第一項第一号ハの規定により免許を取り消されること。

二 受託会社が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

2 大蔵大臣は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該委託会社に対しその旨、

当該委託会社が前項第一号に該当することとなる虞れがあること及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた委託会社は、当該通知に係る期限までに、信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の申請があつた場合においては、第二十二条第一項又は前条第一項第一号ハの規定により当該委託会社の免許を取り消した日以後、当該信託契約の存続期間その他につき条件を附して、当該信託契約を存続させることを承認することができる。

この場合において、当該委託会社であつた者は、その業務の執行の範囲内において、第六条第一項の規定による免許を取り消されてないものとみなす。

5 第八条第二項の規定は、前項の規定による信託契約の存続の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「免許申請者」とあるのは、「承認申請者」と読み替へるものとする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(免許及び認可の失効)

第二十五条の二 委託会社が、この法律の規定による免許を受けた日から六月以内に証券投資信託の委託者とならないときは、その免許は、効力を失う。

2 委託会社が、この法律の規定による認可を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、前二項の規定は、適用しない。

第二十六条第一項第一号を次のように改める。

一 委託会社が第二十二条第一項又は第二十三条第一号ハの規定により免許を取り消されたとき。

第二十六条第二項第一号中「第二十二条第二項」を「第二十三条の二第一項」に改め、「引継をしたとき」の下に「又は同条第四項の規定により信託契約の存続の承認を受けたとき」を加え、同項第三号中「登録の申請をして当該登録を受けたとき」を「免許の申請をして当該免許を受けたとき」に改める。

第三十二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、以下同条第四号までを一号ずつ繰り上げ、同条に第四号として次のように加える。

四 第二十条の二の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の業務に従事し、又は事業を営んだとき。

第三十二条第五号を削り、同条第六号中「第一号」を「第一号イ又はロ」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条の次に次の一号を加える。

七 第二十三条の二第四項の規定による条件に違反したとき。

第三十三条中「登録申請書」を「免許申請書」に改める。

第三十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の証券投資信託法（以下「新法」という。）第五条第七項の規定は、この法律施行の日前に発行された受益証券については、適用しない。

3 この法律施行の際、現に改正前の証券投資信託法（以下「旧法」という。）第七条第一項の規定により登録されている会社は、新法第六条第一項の規定による免許を受けたものとみなす。

4 この法律施行の際、現に新法第二条第三項に規定する委託会社の業務に従事する取締役であつて、現に他の会社の業務に従事し、又は事業を営んでいるものが、当該他の会社の業務に従事し、又は当該事業を営むことについては、新法第二十条の二の規定は、この法律施行の日から六月を限り、適用しない。

5 旧法第二十二条第一項による登録の取消は、新法の適用については、新法第二十二条第一項の規定

による免許の取消とみなす。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十九及び第十條第二十二号中「登録を「免許」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 八郎

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律

1 政府は、特定道路整備事業特別会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年年度に限り、一般会計から二十五億円を限度として、同特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日特定道路整備

事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰りもどさなければならぬ。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

相互銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

相互銀行法の一部を改正する法律案

相互銀行法の一部を改正する法律案

相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 内国為替取引

第二条に次の一項を加える。

3 相互銀行は、第一項第四号に規定する業務を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条第一号を同条第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 第二条第三項の規定に違反したとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
左記正倉院新宝庫を皇室用財産とすることについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。

記

一 所在地 奈良県奈良市難町一五の一、一二九の一

二 口座名 正倉院

三 財産の区分、種目、数量、価格

区分	種目	数量	価格	備考
建物	倉庫建	延坪三二坪 延坪三二坪	五〇、一六、五五 五〇、一六、五五	鉄筋コンクリート造二階
工作物	門	一	一八、九九	柱鉄筋コンクリート扉木造
	囲 障	六間	九六、六八	鉄筋コンクリート屋根付振高七尺
	下 水	一	五、三三	開渠巾一尺延長三間溜枋三個
		一	一四、八五	埋下水土管六寸一尺溜枋二箇
	照明装置	一	三〇、八〇	照明三八箇 差込一四箇
	消火装置	一	一、三〇、五〇	鉄鉄管二五〇耗八〇米 三〇〇耗七二・七四米
	土 留	一	一〇、〇〇	石垣二四平方米

計	電力線路	二六間	二四、〇〇〇	地下線三八円架空線二五〇円
		五、三三、〇三		

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
左記のものを皇室用財産として取得することについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。

記

一、所在 東京都千代田区一番

二、口座名 皇居

三、取得財産の区分、種目、数量、価格

区分	種目	数量	価 額	事由	備考
建物	住宅建	延坪四坪 延坪四坪	三、六三、〇〇	増築	木造平家建
工作物	水道	一	五、〇〇	増設	鉛管、洗面器
	水	一	三、〇〇		鉛管、土管
	下 水	一	二、八八、〇〇		電灯、点滅器
	照明装置	一	三、〇〇		差込み
	通信装置	一	三三、〇〇		電話器
	暖房装置	一	一六、四〇		電気暖房差込み
	雑工作物 （電気時計）	一	一、〇〇		
	（空気調和装置）	一	八、六〇、〇〇	新設	空気調和装置一式
合 計		一	一三、三三、〇〇		

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今、議題となりました五つの法律案並びに二つの議決を求めるの件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず国有財産法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国有財産法及び国有財産特別措置法に若干の改正を加えて、国有財産制度を整備し、関係事務の適正な運営を期しようとするものであります。その主要点を申し上げますと、第一に、国有財産の分類及び種類に変更を加えたこととあります。現行法によりますと、等しく公共の用に供せられる財産でありながら、公共福祉用財産は行政財産に、道路その他の公共物は普通財産に、それ以外の分類せられておりますが、この分類は、非常に不適当と考えられますので、行政財産中の公共福祉用財産という種類を廃止して、新たに公共用財産というものを設け、公共福祉用財産と公共物を統合したのであります。第二に、公共福祉用財産及び皇室用財産の取得、用途廃止等について、その手続を緩和したこととあります。現行法によりますと、これらの財産の取得、用途廃止等については、国会の議決を要することになっておりましたが、これを改めまして、皇室用財産を取得し、又は皇室用財産以外の国

有財産を皇室用財産にする場合のみ、国会の議決を要することといたしますが、一件の価額が三百万円未満である場合には、一年間の合計額が三千万円に達するまでは、国会の議決を要しないこととしようとするものであります。

次に、国有財産特別措置法の改正について申し上げますと、国立大学のうちには、その施設が分散しておるため、その運営に支障を来たしておるものがあります。これらの大学の施設を統合整備するため必要がある場合は、地方公共団体その他の者の所有する施設と交換することができるとしたことであります。

本案の審議に当りまして、問題となりました点は、現行法のままで、果して国有財産の管理処分の万全を期し得られるや否やの点と、改正法によつて公共用財産に組入れられることとなつてゐる公共福祉用財産の取得、用途廃止等について、その手続を緩和し、国会の議決を要しないこととするを可とするや否やの二点でありまして、質疑もこの二点について極めて熱心に行われたのであります。

以下、その主なるものについて申し上げますと、「国有財産は、その運用の如何によつて、国有財政にプラスにもなり、又マイナスにもなる。現在の国有財産は、戦前に比べて極めて龐大となつてゐるので、大蔵省だけで到底処

理し得るものでない。どういふ仕組にするかは、なか／＼むずかしい問題と考えるが、特に何らかの配慮がなくてはならんと思う。当局の所見如何」との質疑に対し、「この際としては、懸案となつてゐる国有財産の管理処分事務の迅速な処理を図りたいと考えている。御意見は誠に尤もと思われるので今後研究させて頂きたい」との答弁があり、「国有財産の処分について、審議会或いは公聴会の制度をとり入れることが必要ではないか」との質疑に対し、「国有財産の処分には責任の所在が明瞭であることが必要で、大蔵大臣が責任をもつて厳正に決定することが根本であると考えて、審議会等の設置については、十分検討して見たい」との答弁であり、「国有財産の処分については、各方面で問題を起してゐる。国有財産の処分について今後どういふ態度で臨むか、大蔵大臣の決意を承わりたい」との質疑に対し、「一切の請託をしりぞけ、各方面の納得の行くよう処理する堅い決意を持つておる」との答弁があり、「公共福祉用財産について国会の議決を要しないこととするのは、どういふ理由からであるか」との質疑に対し、「公共福祉用財産は、この法制化当時は占領下であつた関係もあつて、主要なものとして国会の議決を要する事情にあつた。今回の改正で、公共福祉用財産は公共用財産となるが、今日では他の公共用財産と区別

した取扱をする必要もないと考えられるので、国会の議決を要しないこととした」との答弁があり、「皇室用財産について、国会の議決手続を緩和した理由はどうか」との質疑に対し、「現行法では、皇室用財産については、すべて国会の議決を要することとなつてゐるが、従来の事務に徴すれば、小さなものについては、ときにその手続を洩らしたような事態もあつて、最近会計検査院や国会から、このような実情に照らして、国会の議決を経るものは、或る程度以上のものにしたらと意見もあつて、今回の改正を行うことになつた」との答弁がありました。その他、皇室用財産の現況、虎の門公園、千代田グラウンド、旧牧方造兵衛、旧四日市燃料廠を初め旧軍用建物及び土地等の管理処分に関する諸問題等についても、種々質疑が行われましたが、詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、「改正案の第三三条を第二項とし、第一項に、公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定した公共用財産について、その用途を廃止し、若しくは変更し、又はこれを公共用財産以前の行政財産としようとするときは国会の議決を経なければならぬ。但し、一件の価額三百万円以上である場合を除くは、一年の合計額が三千万円に達する

までの場合についてはこの限りでない。との一項を加える」修正案が提出せられました。次いで菊川委員より、「国有財産の管理処分については、適切な措置がなされなければならないのに、これが行われないので、とかくの風評、事件があるのは遺憾である。かかることのないように今回の改正案を審議するに当り修正したいと思ひ質疑をしたのであるが、大蔵当局も当面の重要案件の処分については重大な決意を示されたので、今回に限り修正案の提出は差控えた。小林委員の修正案及び修正部分を除く原案に賛成するが、国有財産の活用については、経済の復興、民生の安定に資するよう急速な措置を図られたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、又藤野委員より、「旧軍港市にあつた旧軍用財産は昭和二十二年以来、平和産業に貸付けられてゐるが、その貸付料が五回に亘り改正増徴され、更に昭和二十八年も増徴せられる予定になつてゐるが、貸付料の決定については旧軍港市轉換法制定の趣旨に則り無理のないよう取計られたい。なお現に貸付使用中のものは速かに売却の方針を決定し、適正な価格で払下げられたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、更に堀木委員より、「国有財産の管理処分については、十分誠意を以て処理せられたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、最後に小林委員

までの場合についてはこの限りでない。との一項を加える」修正案が提出せられました。次いで菊川委員より、「国有財産の管理処分については、適切な措置がなされなければならないのに、これが行われないので、とかくの風評、事件があるのは遺憾である。かかることのないように今回の改正案を審議するに当り修正したいと思ひ質疑をしたのであるが、大蔵当局も当面の重要案件の処分については重大な決意を示されたので、今回に限り修正案の提出は差控えた。小林委員の修正案及び修正部分を除く原案に賛成するが、国有財産の活用については、経済の復興、民生の安定に資するよう急速な措置を図られたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、又藤野委員より、「旧軍港市にあつた旧軍用財産は昭和二十二年以来、平和産業に貸付けられてゐるが、その貸付料が五回に亘り改正増徴され、更に昭和二十八年も増徴せられる予定になつてゐるが、貸付料の決定については旧軍港市轉換法制定の趣旨に則り無理のないよう取計られたい。なお現に貸付使用中のものは速かに売却の方針を決定し、適正な価格で払下げられたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、更に堀木委員より、「国有財産の管理処分については、十分誠意を以て処理せられたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、最後に小林委員

までの場合についてはこの限りでない。との一項を加える」修正案が提出せられました。次いで菊川委員より、「国有財産の管理処分については、適切な措置がなされなければならないのに、これが行われないので、とかくの風評、事件があるのは遺憾である。かかることのないように今回の改正案を審議するに当り修正したいと思ひ質疑をしたのであるが、大蔵当局も当面の重要案件の処分については重大な決意を示されたので、今回に限り修正案の提出は差控えた。小林委員の修正案及び修正部分を除く原案に賛成するが、国有財産の活用については、経済の復興、民生の安定に資するよう急速な措置を図られたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、又藤野委員より、「旧軍港市にあつた旧軍用財産は昭和二十二年以来、平和産業に貸付けられてゐるが、その貸付料が五回に亘り改正増徴され、更に昭和二十八年も増徴せられる予定になつてゐるが、貸付料の決定については旧軍港市轉換法制定の趣旨に則り無理のないよう取計られたい。なお現に貸付使用中のものは速かに売却の方針を決定し、適正な価格で払下げられたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、更に堀木委員より、「国有財産の管理処分については、十分誠意を以て処理せられたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、最後に小林委員

より、「買戻の過程で問題としたよう
に、地方公共団体に貸付けて、公共用
として利用される財産については、例
えば虎の門公園のような例もあるの
で、その管理につき、特に細心の注意
を以てせられた」との希望を付して
賛成の意見が述べられ、採決の結果、
小林委員の修正案は、全会一致を以て
可決せられ、次いで修正部分を除く原
案も、全会一致を以て可決すべきもの
と決定した次第であります。

次に証券取引法の一部を改正する法
律案について申し上げます。

本案は、最近の証券市場の実情に鑑
みまして、有価証券の募集又は売出
に關する届出の制度を簡素化すると共
に、証券業者に対する監督規定を整備
し、併せて証券取引所の機能の公共性
に顧み、その設立に際しては免許を要
することとしたします等、所要の改正
を行い、証券取引の健全化を図ろうと
するものであります。

改正の内容を申し上げますと、

第一点は、有価証券の募集又は売出
に關する届出の制度を簡素化する点で
あります。即ち大蔵省令で届出を免
除することができ有価証券の限度額
を千万円より五千万円に引上げるほ
か、担保附社債券等は、当分の間募集
又は売出の届出を要しないものとした
しております。第二点は、弱体業者の
濫立を防ぐため、証券業者の登録の拒
否原因となるべき事項として、新たに登

録申請者が株式会社でない場合及び申
請者の純財産額が法令で定める資本の
額の九割に満たない場合を追加し、又
証券業者に対する監督を強化し、例え
ば資力薄弱な証券業者が顧客から過当
な数量の有価証券を借入れ又は預託を
受けている場合には顧客に返還を命ず
る等の措置をとり得ることとしたして
おります。第三点は、証券業者が顧客
に与えている信用供与についての改正
であります。現行法では五割五分以
上の信用供与はできないこととなつて
おります。顧客は現在百分の四十五

以上の金額を預託しなければならぬ
こととなつておりますが、今回この規
定を百分の三十に改めまして信用供与
の弾力性ある運用を図ろうとするもの
であります。第四点は、証券取引所の
機能の公共性に鑑みまして、証券取引
所の設立を免許制度に改めると共に、
定款等を変更するときは、大蔵大臣の
認可を受けなければならないこととい
たすほか、理事機関の選任方法に關す
る規定を改め会員の直接選挙による理
事が理事長を選挙することとし、又理
事長は理事の過半数の同意を得て、公
益代表の理事を選任し得ることとしよ
うとするものであります。このほか、
場外取引において不測な事態が発生す
ることを防止するため、新株が発行さ
れた場合の上場命令の規定を設けてお
ります。

委員会の審議におきましては、証券
取引所の役員並びに証券業者より意見
を聴取する等、慎重なる審議が行われ
たのであります。その主なるものを
申し上げますと、「証券取引所の設立を
免許制にすることは、企業自由を標
榜する政府の方針に反するものではな
い、時代に逆行するものではないか。
一方において証券業者の登録要件を強
化する措置がとられたのであるから、
その必要はないと思われるが如何」と
の質疑に対しては、「今回の改正は、
一方において届出制度の簡素化を図る
等相当緩和策を講ずると共に、他方、
投資者保護を図るために、最小限度の
監督規定を強化することとしたもので
あつて、大蔵省の支配権を強化する意
図は毛頭ない」との答弁がございま
した。又、「信用供与率を引き上げるこ
とは、投機を助長することになり、延
いては清算取引の復活を示唆するもの
ではないか」との質疑に対しては、「現
行供与率は、制定当時から多少無理な
ものであり、三〇〇程度の預託は、現
段階では何ら弊害は考えられず健全投
資を育成し得るものと確信する。従つ
てこれにより清算取引の復活云々は当
らないと思ふ」との答弁がございま
した。なお、これらについて、「取引所
の免許制にせよ、信用供与の問題にせ
よ、政府が専断的に強制すべきもので
はなく、業界の自主性を尊重して、証
券市場の育成を図るべきであつて、単

に形式的に法文化しても、実際に効果
が挙げられない場合も少くないから、こ
の点再検討し、今後法律の改正に當つて
は十分考慮すべきである」との要望が
述べられたのであります。

次いで討論に入り、菊川委員より、
「証券業者、特に中小証券業者は、大
証券業者に較べてその経営状況の面か
ら投機に走る傾向があるから、投資者
保護の見地より、業界自体の共同責任
体制を確立させるべき方法を講ずる必
要がある。又信用供与率の引上げは、や
もすれば投機に走りやすい原因を誘
発する虞れがあるから、政府当局は、
細心の注意を以て適切な管理指導を
行い、投資者保護のため懸命の努力を
傾注すべきである」との要望を付して
賛成の意見が述べられ、採決の結果全
会一致を以て原案通り可決すべきもの
と決定した次第であります。

次に、証券投資信託法の一部を改正
する法律案について申し上げます。

本案は、最近における証券投資信託
の実施状況に鑑みまして、委託会社の
監督を強化する等、所要の改正を行
い、本制度の健全なる運用を図ろうと
するものであります。即ち委託会社
につきまして、現行の登録制度では、
委託者としての適格性を審査し得ない
場合も考えられますので、今回免許制
を採用し、既存の委託会社を除き今後
はすべて大蔵大臣の免許を受けなけれ
ばならないこととしたしております。

又、これに伴ひまして、委託会社の
監督規定を整備強化することとした
し、委託会社の取締役が、他の会社の
常務に就任し、又は事業を営もうと
する場合に、大蔵大臣の承認を要す
ることとするほか委託会社の業務の廃
止等は、大蔵大臣の認可を受けなければ
ならないこととしたそうとするもので
あります。又委託会社が、信託財産
に重大な損失を生ぜしめた場合等にお
きましては、大蔵大臣は、新たな信託契
約の締結又は元本の追加信託をしては
ならない旨を命じ、又は免許の取消を
することができるといたしております。

なお委託会社又は
受託会社が免許を取消された場合に、
既存の信託契約を解約することが受益
者に不利となるときは、当該信託契約
に關する業務を他の委託会社等に引継
ぐことを命ずる等の措置を講じ、投資
者の保護を図ろうとするものでありま
す。更に委託会社は、信託財産として
有する金銭をコール・ローンに指図し
得ることとし、待機資金の弾力性ある
運用を図ろうとするものであります。
本案審議に當つては、前案同様、証
券業界より参考意見を聴取する等、慎
重審議が行われたのであります。そ
の主なるものを申し上げますと、「委託
会社が信託財産として有する金銭を
コール・ローンに指図し得ることとす
ると、運用如何によつては、コール市
場を攪乱する虞れはないか。又この防

止策として、約款に一定の制限を附して運用の範囲を定めるべきではないか」との質疑に対しては、「コール・ローンに運用するとしても、その性格上、一時的なものであり、且つ採算の点から見て有利ではないから、何等の心配はないと思うが、差当つて設定元本額の一割程度にとめたい。又約款に規定することは却つて資金需要の変化に即応し得ないこととなり、避くべきであると考えられる」との答弁がありました。なお、詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し討論に入りましたところ、別に発言もなく採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案について申し上げます。

特定道路整備事業特別会計は、道路整備特別措置法の規定に基いて、国が直轄で行う道路整備事業及び地方公共団体に対する資金の貸付等に関する政府の経理を行なつておるものであります。昭和二十八年度におきましては、その歳出財源に不足を来たすこととなりますので、本案はその財源に充てるために、昭和二十八年度において一般会計から二十五億円を限りこの特別会計に繰入金することができるとの特例を設けようとするものであります。なお

この繰入金につきましては、将来この特別会計から、その繰入金の相当額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰戻すこととしようとするものであります。

委員会の審議における質疑の主なものを申し上げますと、「この特別会計の財源は、将来如何に調達して行くかであるか」との質疑に対し、「法律の建前は、借入金によることとなつており、昭和二十七年までは、資金運用部から借入金をなしたのであるが、工事が比較的長期に亘るため償還期限が長くなること、工事を至急実施完成する必要があること等の理由によつて、昭和二十八年度に限り一般会計から繰入金をする特別措置を講じようとするものであつて、将来は借入金によつて調達するべきものであると考へてゐる」との答弁がありました。又「この会計の昭和二十七年末と昭和二十八年度末の予定貸借対照表を見ると、昭和二十八年度末の事業用資産が著しく減少してゐるが如何なる理由によるのか」との質疑に対し、「昭和二十七年末の事業用資産の内訳は、材料約三千万円、現金約四億一千三百万円であり、昭和二十八年度末では材料約八千万円、現金約一千六百万円となる予定であり、主な原因はこの現金の減少に負うものである」との答弁があつたのであります。更に「現金を事業用資産として計上するのは勘定科目の建て方

が間違つてゐると考へるが見解はどうか。又「現金の減少とは如何なる理由によるのか」との質疑に対し、「現金については他の特別会計等では流動資産として整理してゐるものもあり、今後勘定科目の建て方については十分検討する。現金の減少については、この会計は昭和二十七年六月設置されたものであり、資金運用部からの借入金を選れた等の理由によつて経費支出が増加したものであり、昭和二十八年度末の現金の減少は、経費支出が順調になされたことと考へてゐるからである」との答弁がありました。又「有料道路は、極めて限定された特殊のものでなければならぬ。実際問題として有料道路として選定する基準が明確になつていないと、将来全国に亘つて有料道路と化す懸念も生ずるのであるが、如何に考へるか」との質疑に対し、「道路整備特別措置法第三条に、一定の条件が規定されており、予算の作成等に當つても放漫にならないよう十分考慮する」との答弁があつたのであります。なおその他の詳細は、速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、「質疑の過程において明らかになつたごとく、勘定科目の建て方については次回には修正されたい。特定道路の選定には地元民の強力な要望、又は政治的圧力等がある

と思うが、経済的効果を挙げる見地から慎重に取扱われたい」との希望を附して賛成意見が述べられ、次いで堀木委員より、「特定道路の選定に當つては、法律上の観念的な制限と、実際問題は往々異なるのであつて、徒らに口を抵げ、対象を拡大することを避けよう十分に留意されたい」との希望を附して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、相互銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

相互銀行は、第十国会において成立した相互銀行法に基いて、従来の無尽会社が転換し、金融機関としての基礎を確立し、中小企業金融に努力して来ておるのであります。而して本年四月末現在においては、行數六十九行、掛金及び預金の合計額は二千三百七十八億円、給付及び貸出の合計額は二千二百十億円に達しておるのであります。

本案はこのような中小企業金融部門における相互銀行の役割の重要性とその実績の進展とに鑑み、相互銀行法の一部を改正して、相互銀行が新たに内國為替取引の業務を営むことができるようになつたものと考へてあります。

但し個々の相互銀行がこの業務を営むとする場合、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととし、当該相互銀行の業務等を総合勘案して、慎重に

個別的に認可を決定いたそうとするものであります。

本案の審議における質疑の主なものを申し上げますと、相互銀行の總行數及び現在日本銀行と取引している相互銀行の行數についての質疑に対しては、「相互銀行は現在七十行あるが、そのうち日本銀行と取引している相互銀行は三行である」との答弁があり、相互銀行の内國為替業務の認可基準についての質疑については、「内國為替業務には、いわゆる本支店為替と他店為替とがあるが、前者についてはできる限り寛大に行きたい。後者については、高度な為替技術が必要とするので、人的機構、資金量、信用等を勘案して認可することになるが、全部の相互銀行について他店為替を認めることは困難である」との答弁があり、「認可基準のうち、資金量をどの程度とみるか」との質疑については、「差当り約十五行から二十行位が認可できる程度の資金量を考へたい」との答弁があり、「相互銀行が日本銀行と取引することが、内國為替取引を認可する条件となるか」との質疑については、「日本銀行との取引がなくても他店為替はできるが、技術的に非常に困難である。而して日本銀行との取引をすることによつて、手形交換制度、日本銀行集中決済制度への加入ができることとなるが、政府は強制するものではない」との答弁があり、「内國為替取引を営む相互銀行

行については、臨時金利調整法及び融資準備金を適用すべきではないか」との質疑については、「臨時金利調整法の適用は預金のみ受けるが、貸付については適用されていない。又融資準備金は適用されていない。而して相互銀行は普通銀行との間に取引の対象に付一線を画し、貸出額も違ひ、資金コストの面においても普通銀行と異なる」との答弁がありました。更に「普通銀行と内国為替取引を認可された相互銀行との差異如何」との質疑に対しては、「一人又は一会社に対する貸出限度の制限については、普通銀行は制限がないが、相互銀行は貸出最高限度を一千万円と制限している。臨時金利調整法の適用を普通銀行は受けるが、相互銀行は適用を受けない。営業区域は、普通銀行は制限を受けないが、相互銀行は制限を受ける等の相違があるが、根本的には相互銀行は無尽を中心とする中小金融専門機関であることが普通銀行と異なる点である」との答弁がありました。その他詳細は、速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し討論に入りましたところ、別段発言もなく採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求める件（正倉院の件）について申し上げます。

本件は千二百余年にわたつて保存せられて来た正倉院の宝物を、今後更に永久且つ完全に収蔵保存するため、昭和二十六年及び昭和二十七年の二十年計画を以て建築した新宝庫を、皇室用財産として管理するため、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めて参つたものであります。

本件につきましては格別質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て、原案通り異議のないものと決定いたしました次第であります。

次に、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求める件（皇居の件）について申し上げます。

本件は、天皇、皇后両陛下の常時住居の用に供されている皇居内の吹上御文庫の内部を改築し、且つ一部を増築して、差当り常時の住居として差支のないものといはします。この改築に伴う増改築建物及び工作物を皇室用財産として取得することについて、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めて参つたものであります。

本件につきましては、格別質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り異議のないものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河井彌八君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず国有財産法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長

の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八君） 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長（河井彌八君） 次に証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案、昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案、相互銀行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八君） 総員起立と認めます。よつて四案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長（河井彌八君） 次に、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求める件（正倉院の件）、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求める件（皇居の件）、以上兩件を問題に供します。委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八君） 総員起立と認めます。よつて兩件は、全会一致を以て、委員長報告の通り可決せられました。

○議長（河井彌八君） 日程第十四、自治大学校設置法案（内閣提出）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

自治大学校設置法案

右
国会に提出する。
昭和二十八年六月十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

自治大学校設置法案
自治大学校設置法
（設置）

第一条 地方公務員の資質を向上し、勤務能率の充實及び増進を図り、もつて地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条第一項の規定に基いて、自治庁に、自治大学校を置く。

（所掌事務）

第二条 自治大学校は、左に掲げる事務を行う。

一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに對し、高度の研修を行うこと。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九

条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。

2 自治大学校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。

一 地方自治に関する制度及びその運営に関する理論及びその応用について基本的な調査研究を行うこと。

二 地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編纂し、及び保存すること。

3 自治大学校は、地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に對しても、その任命権者から依頼があつた場合においては、研修を行うことができる。

（地方公共団体の研修機関に対する技術的援助）

第三条 自治大学校は、地方公共団体が設置する研修機関に對し、第二条第一項第二号の規定による調査研究の成果の提供、講師のあつて、その他研修に關して必要な技術的援助をすることが出来る。

（調査研究の受託及び資料等の交換）

第四条 自治大学校は、地方公共団体の機関の委託を受けて、第二条第一項第二号又は第二項第一号に規定する調査研究を行うことができる。

2 自治大学校は、関係機関との間

において、第二条に規定する研修又は調査研究に関する資料、成果その他の便宜の交換を行うことができる。

(位置)

第五条 自治大学校は、東京都に置く。

(組織)

第六条 自治大学校に、校長その他所要の職員を置く。

2 校長は、自治庁長官の命を受け、校務を掌理する。

3 前二項に定めるものの外、自治大学校の内部組織は、総理府令で定める。

(自治大学校運営審議会)

第七条 自治大学校に、自治大学校の運営について校長の諮問に応ずるため、地方公共団体の長及び議会の議長、全国的連合組織の代表者並びに学識経験者で組織する自治大学校運営審議会を置く。

2 前項に定めるものの外、自治大学校運営審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を行うこと。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(自治大学校)

第二十四条の二 自治庁に、自治大学校を置く。

2 自治大学校の所掌事務、組織その他の事項については、自治大学校設置法（昭和二十八年法律第 号）の定めるところによる。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 只今、議題となりました自治大学校設置法案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回、政府が本法案を提出いたしました理由は、地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、以て地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として自治大学校を設置せんとするにあるのであります。その内容は自治庁の附属機関として東京都にこれを設置し、任命権者の推薦に係る地方公務員に対して高度の研修を行い、これに併せて地方自治に関する制度等についての基本的な調査研究を行うと共に、地方公共団体の研修機関に対して研修に

関する技術的助言をすることができることになつておるのであります。政府は本年八月一日からの発足を予定し、本年度予算には、九百十三万四が計上されております。なお本法案は、本院の先議に付されたものであります。

委員会におきましては若木、秋山、加瀬、松澤、高橋、西郷の各委員より、極めて熱心な質疑が行われまして、その要点は左の通りであります。

即ち「自治大学校の名称を用いた理由如何。かかる学校を設けることは学校教育法上支障がないか。又人事が中央集権的となるのではないか。本校の人的組織、教科の内容、研修の対象となる学生、運営の基本方針はどうか。校長は誰になるのか。府県公務員より町村公務員の研修が急務ではないか。一般の大学に教育を委託し、又は地方で行う研修の助成を計るほうが適当ではないか。地方公務員の非能率は、むしろ待遇の不良、人事の沈滞が原因ではないか」等であります。これに対し政府委員より、それら各々がありませんが、その要点を申し上げます。「本校はすでに公務員たる身分を有する特定の者に対する教育機関であつて、教育組織法の枠外である。大学の名称は、同法によるものでなければ使用できないが、本校は大学校であるから支障がない。現に警察大学校のような例

もある。本校設置のために特別の増員を行わず、自治庁から学校監理のため一名を割愛するほか専任講師二名、兼任七名、事務職員若干名を置く。校長には自治庁次長がこれに當る旨の規定はこれを削除した。専任を置くほうが適当と思う。対象となるのは都道府県、大都市の課長補佐、係長級であつて、研修期間は六カ月とし、一年の研修人員は百五十名である。余裕を生じたら漸次町村公務員にも及ぼしたい。教科目は憲法、行政法、財政学、経済学、政治学、社会学、統計学等の基礎学と実務管理及び一般教養、常識である。民主的運営を期するために、諮問機関として運営審議会を置き、知事会、市長会、町村会及びこれらの議会の議長、代表者六名、ほかに学識経験者四名、計十名をもつて運営審議会を組織する。会長はその互選とし、又その招集は、会長がこれを行うことにしてあるもので、本校の設置によつて、地方公務員の人事が中央集権的になる弊は避けられると思う。府県公務員と市町村公務員の研修は、両々いづれも認せにできないが、国の行う研修としては、實際上府県公務員を第一義的とせざるを得ない。地方で行う研修が困つてゐるのは、講師及び教材の点にあるのであつて、本校の設置によつてそれらの点について援助することができ

る。一般の大学に教育を委託することには有効であり、必要に應じ、その方法

も採用してゐるが、地方公務員の研修としては、一般基礎学以外に地方公務員に特別な教科も必要である。地方公務員の待遇の改善、人事の交流は、能率向上上勿論必要であるが、研修の効果も又輕視できない」等でありました。

次いで討論に入りまして、秋山、松澤、加瀬の各委員から、大体において同趣旨の反対意見が述べられました。即ち「地方公務員の非能率は待遇のよくないことと官僚主義に原因がある。専門的の研修は地方に任せ、基礎学は一般大学に委託すればよい。人事の運用上中央集権的となる虞れがあつて、民主化に反する。地方公務員については、高度の研修よりも親切なサービスが大切である。本校は経費、人的組織等、その内容、大学たるの実がない。学校教育法の基本を紊るる虞れがある。行政簡素化の今日、緊急の必要を認めがたい等がその主なる理由でありました。これに対し高橋委員は、「民主政治の基本は地方自治にある。自治の成績を挙げるためには、公務員の資質向上によらねばならないが、そのために研修は必要である。地方的の研修施設は勿論大切だが、本校は、その中核体として必要であり、又地方自治に關する調査機関も必要である」として、賛意を表せられました。又小林委員からは、本校は自治大学校と称するも、その実、羊頭狗肉である。内容を更に

充実することを要望して、本法案に賛成せられました。

かくて採決に入り、本法案は、本委員会におきまして多数を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。秋山長造君。

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今議題になつております自治大学校設置法案に反対いたしますのであります。

政府は、本法案の提案理由として、地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、以て地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため地方公務員に対する高度の研修を行う機関として自治大学校を設置する必要がある旨を語つてゐるのであります。第一に、政府の言うところの現在の地方公務員の素質が悪く、勤務能率が低いといふ事ならば、その主たる原因は、むしろ地方公務員の待遇その他の勤務条件が極めて劣悪であり、又最低生活の保障さえ与へられていないこと、又更に中央からの複雑多岐に亘る委任事務の処理に追われまして、みづからの創意工夫をこらさず余裕が殆んどないこと等にあるのであ

りまして、必ずしも地方公務員に専門知識が欠けておるためではないのであります。従ひましてその待遇を改善し、中央の委任事務をもう少し整理いたしますならば、問題の大半は解消するはずであります。而して事務上の必要知識の研修のごときは、地方公務員法第三十九条並びに自治庁設置法第四條に定められております通り、これを地方に一任いたしまして、自治庁はこれに對し助言と協力を与へる程度にとどむべきであり、又公務員としての基礎は、一般的な意味での高度の教養であり、一般的ならば、一般大学で用が足りるわけでありまして。

第二に、地方自治行政の民主化、能率化を期するということでありまして、けれども、そのためには地方自治の民主化はもとより必要であります。同時にこれと並びまして、中央對地方の關係の民主化、中央對地方の自主性の確立なくして、到底望み得べくもないのであります。然るに今日のごとき、地方が一般行政面におきましても、財政面におきましても、一から十まで中央に依存隷屬せざるを得ないやうな実情をそのままにして置いて、單なる研修によつて、地方行政を民主化し、地方自治の確立を図らんとするところがごときは、まさに痴人の夢であります。かかる現状の下に自治大学校を通じまして、政府が更に地方公務員の

研修権まで握りますならば、勢い自治大学が化して官治大学となり、立案者の意圖とは真反對なる、人事の面でも中央集權に一面拍車をかけるやうな結果に終る危険性が誠に大でござります。(その通りと呼ぶ者あり)

第三に、従来政府は、常に市町村こそ地方自治の基本である、こう言つて參つておりましたが、今回提案された自治大学校における研修の対象たるや、第一次的には、府県の職員のみが予定されてゐるのであります。この点政府の地方自治に対する根本方針が果して察しにあるか疑わざるを得ないのであります。むしろこの自治大学校たるや、案外、今日巷間伝えられておりますところの官治行政復活への伏線ではないかとさえ思わざるを得ないのであります。(その通りと呼ぶ者あり)

第四に、本法案に謳われておりますところの高度の研修の内容が、当局の説明を聞いてみましても極めて不明確であります。地方自治確立のための研修というよりも、むしろ地方を如何に中央のなすところにより能率的に順応させるかの研修と言わざるを得ないのであります。(その通りと呼ぶ者あり)

今日、地方住民が真に求めておりますものは、実は公務員の高度の研修よりも、むしろより親切なサービスであるといふことを御銘記願ひたいのであります。(拍手)

第五に、我々は文部当局の意見をも聞いたのでありますけれども、自治大学校とは、大学でもなければ学校でもなくて、飽くまでも大学校である。(笑聲) こういうお話でありまして、その性格は極めて曖昧である上に、常勤講師僅かに二名、あとは大学の先生や各省の役人を寓託するといつた工合で、あたかも羊頭を掲げて狗肉を売るに申しましようか、大学校とは名のみで、何ら実質を伴つていないことのであります。

第六に、自治大学校という以上は、その運営については、地方の要求を強く反映するやう特に留意されなければならぬにもかかわらず、單なる諮問機関として自治大学校運営審議會が置かれてゐるにとどまり、その民主的な運営について何らの保証が与へられておらないのであります。

第七に、結局現在、地方でそれを行なつておりますところの各種の研修機関や講習会等に補助を与へるなり、講師や資料を斡旋するなり、或いは又一方大学に委託留學させるなりのは、常に行政簡素化を口辭にしておりまして、その政府自身の方針にも副い、又地方の実情にも即するゆゑんではないかと思ふのであります。

以上、申述べました理由によりまして、この際地方公務員法の原則を破つてまで特に自治庁に自治大学校を新設すべき緊急の必要は到底認めがたいので、私は本案に反対をするものであります。(拍手) 賢明なる皆さんの御賛成をお願いいたします。

〔拍手、「九百万円を水害にやれ」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第十五、日本航空株式会社法案
日程第十六、水先法の一部を改正する法律案
日程第十七、鉄道敷設法等の一部を改正する法律案 (いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員長前田君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本航空株式会社法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

参議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)
日本航空株式会社法案
日本航空株式会社法案

(会社の目的)

第一条 日本航空株式会社(以下「会社」という。)は、国際路線及び国内幹線における定期航空運送事業並びにこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 会社の株式は、額面株式とする。
第三条 会社の株式は、記名株式とする。

3 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十二条の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四條第一項各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、株式の譲渡を制限することができる。

4 前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならない。

(政府の出資)

第三条 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

(代表取締役の決定の決議)

第四条 商法第二百六十一條第一項の会社を代表すべき取締役の決定の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(社債発行限度の特例)

第五条 会社は、商法第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第六条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(社債の募集等)

第七条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(補助金の交付)

第八条 政府は、会社に対し、その行う定期航空運送事業のうち当該路線の性質上経営が困難なものに

つき公益上必要な最少限度の運送を確保するため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(債務保証)

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務について、保証契約をすることができ、

(政府所有株式の徴収)

第十条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一條の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができ、利益金額が政府以外の者の所有する株式に對し年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に對し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に對し年百分の八の割合をこえて利益を配当する場合は、その割合をこえて配当することができ、利益金額を、政府以外の者の所有する株式に對しては、政府の所有する株式に對しては五割を配当しなければならない。但し、政府の所有する株式に對する利益の配当が年百分の十の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(定款の変更等)

第九条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の合併の決議(会社と定期航空運送事業を営まない法人との合併であつて会社が存続するもの)についての決議を除く。)については、運輸大臣の認可は、航空法第十五條第一項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

(重要な施設の譲渡等)

第十條 会社は、航空機その他の運輸省令で定める重要な施設を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(協議)

第十條 運輸大臣は、第七條、第九條第一項(会社の定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限り、及び前條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(財産目録等の提出)

第十一條 会社は、毎營業年度終了後三箇月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を運輸大臣に提出しなければならない。

(商号の使用制限)

第十二條 会社以外の者は、その商号中に日本航空株式会社という文字を使用してはならない。

(経理の監査)

第十三條 運輸大臣は、必要があるとき、又は、会社の経理の監査をすることができ、

(報告及び検査)

第十四條 運輸大臣は、前條の規定による監査をするため必要があるときは、会社からその経理に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、経理の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(罰則)

第十四條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役は、十萬元以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二 第十條の規定に違反して、施設を譲渡し、又は担保に供したとき。

三 第十二條の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第十五條 第十三條の規定に違反した者は、五萬元以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第二十條 第十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五萬元以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算する。

(会社の設立)

2 運輸大臣は、設立委員を命じ

- て、会社の設立に關して発起人の職務を行はせる。
- 3 設立委員は、定款を作成したときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。
- 4 政府は、会社の設立に際し、十億円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。
- 5 昭和二十七年十月二十日航空法第百零一条一項の免許を受けた日本航空株式会社(以下「免許会社」という。)は、会社の設立委員の任命後二箇月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、会社に対してその営業の全部を出資することができる。
- 6 免許会社が前項の出資をする場合においては、免許会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。
- 7 前項の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する免許会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができ
- 8 免許会社は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 9 附則第五項の規定により免許会社が出資する営業の価額は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。
- 10 前項の評価審査会は、委員七人

- をもつて組織する。
- 11 免許会社は、附則第五項の出資をする場合においては、会社の成立の時に於いて、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第七十七條第三項の規定は、適用しない。
- 12 前項の場合において、免許会社の株式を目的とする質権は、附則第六項の規定により免許会社の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により免許会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。
- 13 商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権に適用する。
- 14 会社の株式申込証には、商法第百七十五條第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三項の規定による定款の認可の年月日を記載しなければならない。
- 15 附則第四項及び附則第六項の規定により政府及び免許会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に關する商法の規定によるものとする。
- 16 商法第六十七條及び第八十一条の規定は、会社の設立については適用しない。
- 17 附則第二項から前項までに規定するものの外、第九項の評価審査会の運営の手續その他会社の設立及び免許会社の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

- (定期航空運送事業者等の地位の承継)
- 18 免許会社が附則第五項の出資をする場合においては、会社は、その成立の時に於いて、免許会社の航空法の規定による定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者及び航空機使用事業者としての地位を承継する。
- (商号についての経過規定)
- 19 第十三條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空株式会社という文字を使用している者については、会社の成立後六箇月間は、適用しない。
- (債務保証の限度額)
- 20 政府が第九條の規定に基づき債務を承継することのときは、限額は、昭和二十八年度においては、会社がその事業を經營するために必要とする借入金の總額二千四百四十六百万円及びその利息額五億一千七百万円とする。
- (他の法令の改正)
- 21 経済関係諸法の整備に關する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
- 別表乙号第六号を次のように改める。
- 六 日本航空株式会社
- 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
- 第十條の二の次に次の一條を加える。
- 第十條の三 日本航空株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、資

- 本金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第 号)附則第五項の出資に係る部分に限る。
- 一 会社の設立
- 二 会社の資本増加
- 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二十八條の二第二項第十四号の次に次の一號を加える。
- 十四の二 日本航空株式会社に關する認可及び補助金の交付に關すること。
- 第二十八條の二第二項中「第十三号、第十四号」を「第十三号から第十四号の二まで」に改める。
- 〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
- 水先法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
- よつて国会法第八十三條により送付する。
- 昭和二十八年七月十四日
衆議院議長 堤 康次郎
參議院議長 河井彌八郎
- 水先法の一部を改正する法律案
水先法の一部を改正する法律案
水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「第六章 罰則(第三十九條―第四十二條)」を「第六章 罰則第

- 三十九條 第四十一條」に改める。
- 第十三條を次のように改める。
- (強制水先)
- 第十三條 左に掲げる船舶(海上保安庁の船舶、日本国有鉄道の連絡船その他省令で定める船舶を除く。)の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、水先人を乗り込ませなければならない。
- 但し、日本船舶又は日本船舶を所有することが出来る者が借入(期間、船を除く。)をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は当該水域において省令で定める一定回数以上航海に従事したと海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長の長をいう。)が認めるもの(海運局長の認定後二年を経過しない者に限る。)が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。
- 一 日本船舶でない総トン数三百トン以上の船舶
- 二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶
- 三 前号に掲げるものの外、総トン数千トン以上の日本船舶
- 第十四條第一項但書及び第十五條但書を削る。
- 第三十條中「水先」を「水先の業務」に改める。
- 別表中留萌水先区の項を次のように改める。

留 萌	北海道留萌港から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から六十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
水先区	

別表中新潟水先区の項を次のように改める。

新 潟	新潟県新潟港防波堤燈台(北緯三十七度五十七分二十一秒東經百三十九度四十分九秒)を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び信濃川万代橋下流の河川水面
水先区	

別表中佐世保水先区の項を次のように改める。

佐世保	長崎県白瀬燈台から七郎崎及び番所鼻に引いた線、朽木崎から猪首ノ鼻に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
水先区	

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行前に改正前の第十三条但書の規定によつてした海技免状の裏書は、この法律の施行後は、改正後の第十三条但書の規定によつてした海運局長の認定とみなす。

3 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中、「第九項中第十三条の改正規定」を削り、同項中「第十一項」を「第十項」に改める。

附則第九項中水先法第十三条の改正規定を削る。

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

鉄道敷設法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 隆八郎

鉄道敷設法等の一部を改正する法律案

鉄道敷設法等の一部を改正する法律案

第一条 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第三号中「経済安定本部副長官」を「経済審議庁次長」に改める。

第七條第一項但書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニカカハラス前条第二項第一号又ハ第二号ニ掲クル者ニ付任命セラレタル委員ハ衆議院議員又ハ参議院議員タルノ地位ヲ失ヒタルトキハ委員タルノ地位ヲ失フ

委員ハ再任サルコトヲ得

第七條第三項の次に次の一項を加える。

任命委員ハ国会ノ閉会(衆議院ノ解散ノ場合ヲ含ム)中ニ於テ委員タルノ地位ヲ失ヒタルトキハ其ノ後最初ノ国会カ開カルル迄引続キソノ職務ヲ行フ但シ第二項ノ規定ニ依リ委員タルノ地位ヲ失ヒタルトキハ此ノ限りニ在ラス

別表第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 青森県三厩附近ヨリ渡島国福島附近ニ至ル鉄道

別表第二十二号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二 宮城県槻木附近ヨリ丸森ニ至ル鉄道

別表第五十四号の次に次の一号を加える。

五十四ノ二 群馬県長野原ヨリ群馬附近ニ至ル鉄道

別表第七十九号の次に次の一号を加える。

七十九ノ二 京都府宮津ヨリ河守ニ至ル鉄道

別表第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六ノ二 兵庫県須磨附近ヨリ淡路国岩屋附近ニ至ル鉄道及福良ヨリ徳島県鳴門附近ニ至ル鉄道

別表第九十号の次に次の一号を加える。

九十ノ二 岡山県総社附近ヨリ広島県神辺ニ至ル鉄道

別表第一百五号ノ二の次に次の一号を加える。

百五ノ三 高知県窪川附近ヨリ中村ニ至ル鉄道

別表第一百十号ノ二の次に次の一号を加える。

百十ノ三 福岡県油原ヨリ上山田ヲ經テ漆生附近ニ至ル鉄道

別表第一百四号ノ二の次に次の一号を加える。

百十四ノ三 長崎県志佐附近ヨリ吉井ニ至ル鉄道

別表第二百十号の次に次の一号を加える。

百三十ノ二 後志国黒松内ヨリ岩内附近ニ至ル鉄道

別表第二百三十七号の次に次の一号を加える。

百三十七ノ二 石狩国深川附近ヨリ芦別ニ至ル鉄道

別表第二百四十四号の次に次の一号を加える。

百四十四ノ二 天塩国美深ヨリ北見国枝幸ニ至ル鉄道

別表第二百四十七号の次に次の一号を加える。

百四十七ノ二 網路国白糠ヨリ十勝国足寄ニ至ル鉄道

第一条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六ノ二 鉄道建設審議会委員

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔前田彌君登壇、拍手〕

○前田彌君 只今、議題になりました日本航空株式会社法案、水先法の一部を改正する法律案及び鉄道敷設法等の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず日本航空株式会社法案について申し上げます。最初に提案理由につきまして簡単に申し上げますと、国際航空事業は、近代国家の進歩発展に必要不可欠なものであり、我が国としても速かに開始する必要がある。併しながら世界の航空界に比へて著しく立遅れている我が国が、自主性のある国際航空事業を確立するためには、相当多額の資金を必要とし、これを民間資本のみに期待することは極めて困難であるから、諸外国の実例に徴し、我が国の資金、施設、技術を一に集中して、強固な基礎を有する特殊法人を設立し、これに對して国としても諸般の助成策を講ずる必要があるということであります。

次に、本法案の主なる内容を申し上げますと、第一は、本会社は国際路線及び国内幹線における定期航空事業を主目的としてゐることであり、第二は、三分の一以上の外国資本を排除す

るため、会社の株式の譲渡を制限し得ることとしておられることである。第三は、政府の助成策といつたしまして、政府が本会社に投資することができることとし、設立の際には十億円を出資することとしております。はか、社債発行限度を一般の会社の二倍に拡張し、又公益路線維持のための補助金の交付、会社債務の保証、政府所有株に対する後配制度について規定されております。第四は、政府の監督規定といつたしまして、代表取締役の決定、定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議、社債の募集、長期資金の借入、重要施設の譲渡を運輸大臣の認可制とし、又会社経理の監査、報告及び立入検査権の規定を設けておられることとあります。第五は、本会社の設立に関する経過規定でありまして、現在の日本航空会社は、本法による新会社に営業全部を出資し得ることとし、その場合には、その権利義務を新会社に承継して解散するものとしておられることとあります。

若干について申し上げますと、その一は、「政府は海運については至れり尽せりの助成策を講じようとしておられるが、海運よりも一段と立派な航空については、僅かに十億円の投資程度の助成ではバランスを失っている。諸外国の事例に徴しても、もつと政府投資を増加し、将来会社の経理状況が好転せば、漸次政府株を一般に開放して行く方法をとるべきではないか」との質疑に対し、運輸大臣は、「政府投資を増加することは、全く同感である。国の財政事情からして十億円の投資のみしかできないのは遺憾だが、来年度は是非増加したい」と答弁いたしました。その二は、「航行の安全を確保することが最も重要であるが、本会社の事業計画遂行上、機体、乗員、飛行場、航空保安施設について支障はないか」との質疑に対し、運輸大臣は、「現在においても航行の安全性確保には最大の努力を払つておられるが、今後その万全を期したい。なお国際路線の営業は三回に亘る太平洋横断の試験飛行を実施し、機体についても、乗員についても十分の自信ができてから開始したい」と答弁いたしました。その三は、「経営形態として特殊会社ではなく国营又は公共企業体組織をとることにいつての所見如何」との質疑でありまして、運輸大臣は、「経営体として国营、公社、特殊会社、或いは又自由競争に放任することがよいか、種々検討

したが、能率ある経営のためには、本法案のような特殊会社が最も適切であるとの結論に達した。併しこの方式ではどうしてもうまく行かなければ、再考すべき問題であると思う」と答弁いたしました。討論に入りまして、一委員より、「本案には賛成するが、この程度の助成では、本会社は強力な経営はできない。よつて政府は、激烈なる国際競争の実情を把握して遺憾なき対策を立てるべきである」と或いは又一委員より、「賛成はするが、政府は飛行場の増強及び本会社に対する助成策等の強化に努力すべきである」との賛成意見が述べられました。又一委員より、「国際線及び国内幹線の経営主体として、国营乃至全額政府投資による公共企業体の組織をとるのが至当である。本法案に規定する企業組織及び国の助成のごときは、国内ローカル線に対する考え方すぎない」との反対意見が述べられました。

次に採決に入りまして、本法案は、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、水先法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案の要点の第一は、強制水先制度施行後の実情に鑑みまして、水先を強制される船舶の範囲を縮小することとあります。即ち外国船舶と対外航路に従事する日本船舶につきましては、三百トン未満のものを、又国内航海に従事する日本船舶につきましては、千トン未満のものをそれぞれ強制水先の対象より除外することとあります。第二は、一部の水先区の区域を実情に即するよう改めることとあります。本法案に關しまして、若干の質疑が行われたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることといたします。討論の後、採決に入りまして、このと全会一致をもつて決定いたしました。

次に、鉄道敷設法等の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。この改正法律案の要旨の第一は、戦後における情勢の推移に鑑みまして、経済の発達及び文化の向上を図るため、日本国有鉄道の敷設すべき予定線に三阪、北海道福島間外十二線を追加しようとするものであります。この十三線は、鉄道敷設法第一条別表改正に於ける運輸大臣の諮問に対して昭和二十八年二月十八日に鉄道建設審議会会長より運輸大臣宛、鉄道敷設法第一条別表に追加することを適当と認める旨答申されたものであります。これがこの法律案の主体でありまして、その他鉄道建設審議会委員に対し手当を支給し得るようになったこと及び現行法で明確を欠いている委員の任期を明確に規定した点等であります。委員会における審議に当りましては、「日本国有鉄道の新線の建設と既設線の改良とに対する根本方針につき、国鉄は、今後新線の建設により独立採算制を堅持できるかどうか。又新線建設よりさらに、既設線の改良に重点を置くべきではないか。国鉄の経営合理化のために電化を促進する等の考えはないか」という点につき質疑がなされました。これに対しては運輸大臣より、「先ず輸送力の増強、輸送の安全迅速等の維持の見地から、既設線の改良に重点を置くが、新線の建設は、国民永年の要望であり、建設当初は採算上赤字を生ずるかも知れないが、将来は経済線になるものもある。建設・改良の二本建で行く方針である。又電化についてはこれを促進するために、予算の面でも努力している。今後努力する」旨の答弁がありました。又「本法律案により追加せられる十三線、在来からの予定線に対し、着工の順位において優先的に扱われるのか」との質疑に対しは、「全く同様に取扱うのである」という答弁でありました。その他法律案の意義を明確にするための若干の質疑がありました。後、質疑を終り討論に入りまして、討論を省略して直ちに採決に移りましたが、全会一致を以ちまして、原案通

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号 郵便物運送委託法の一部を改正する法律案

り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず日本航空株式会社法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、水先法の一部を改正する法律案、鉄道敷設法等の一部を改正する法律案、以上、両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十八、郵便物運送委託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長池田宇右衛門君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

〔一は衆議院修正〕

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案

郵便物運送委託法の一部を改正する法律

郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この場合においては、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することをお願いしない。」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 第八条第一項に掲げる者の運送する運送施設を利用する

き、又は同項に掲げる者以外の運送事業を営む者の運送する運送施設を利用する場合であつてその運送料金が法令若しくはこれに基く行政官庁の処分により確定額をもつて定められているとき。

但し、郵政大臣において、郵便物の運送等の委託を受けた者がその業務を誠実に執行し、且つ、そ

の者に当該業務を継続して行わせることが郵便事業の円滑な運営のため有利であると認められる場合は、その者の同意を得て、これを更新することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔池田宇右衛門君登壇、拍手〕

○池田宇右衛門君 只今、議題となりました郵便物運送委託法の一部を改正する法律案につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、郵便物の取集め、運送及び配達を運送業者等に委託して行わせる場合に必要となる規則は、郵便物運送委託法によつて定められ、現在はこの規則に基いて運送されているのであります。が、郵便事業の特質並びにその後における諸情勢の推移に鑑み、事業の円滑な運営を確保するため、主として次の二点につきまして改正をしようとするものであります。

改正の第一点は、運送料金が法令等により、確定額を以て定められている場合は、随意契約により得ることとしてしようとするものであります。現行の鉄道、軌道、定期自動車、定期航路事業等、一般運送施設を郵便物の運送に利用する場合の運送料金は、郵便物運送委託法第五条の規定によりまして、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基礎として、運輸大臣が郵政

大臣と協議して定めることとなつておりますが、各業者ごとに原価を算定することは技術的に困難でありますので、運輸省告示によりまして、各業者に対し共通に適用される確定額の運送料金となつております。又郵便物運送委託法第五条の適用を受けない運送事業、例えば路線を定めない貨物自動車運送事業等については、従来の統制による最高運賃制が廃止されまして、道路運送法第八条の規定によつて、その認可運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えた確定額を以て定め

ることとされておりますのであります。以上のように運送事業の運送料金が法令等によりまして、確定額を以て定められているものを郵便物の運送のため利用しようとする場合には、競争に付しても無意味でありますから、このような場合には、運送施設の運行回数、時刻或いは郵便物保護に対する償用度等を考慮して、適格なる者に随意契約によつて委託することができるよう改正しようとするものであります。

改正の第二点は、契約期間の更新を認めんとするものであります。郵便物の運送等の期間は、郵便物運送委託法第七条の規定によりまして、四年以内とされており、期間の更新は、全く認められていないのであります。併しながら郵便物の運送の安全且つ良心的な業務の運行を確保するために、責任者は勿論従事員に至るまで、積極的且つ長期に亘る努力と訓練とを必要とす

る点に鑑みまして、契約期間中業務を誠実に執行したと認められる受託者については、その者に継続して委託するほうが、郵便事業の円滑な運営を図る上に有利であると認められるときは、契約期間を更新することができるように改正しようとするものであります。

本案は、内閣提出、衆議院修正送付のものであります。その修正点は、政府原案には、改正第一点に關する第四条第一項第四号中、前段の「第八条第一項に掲げる者の運送する運送施設を利用するとき、又は同項に掲げる者以外の」の字句を削除したものであります。これは郵便物運送委託法第八条第一項に掲げる者の運送する運送施設を利用する場合であつても、その運送料金は確定額でなければなりません。に、その点が原案では明確に欠いておりましたので、これを明確ならしむるため修正したものであります。

本改正案は、先の第十五国会に提出せられ審議中解散によつて不成立となつたものであります。委員会における質疑の主なるものは「本改正案によると、現在の受命業者は、本法の施行により永久に受命者として保護せられることとなり、このように独占的となる結果は、これに伴う弊害が起りやすいものと思われらるか」との質問に對しまして、郵政当局は、「常に厳重なる監督を行うと共に、若し誠実を欠くと認められるときは、直ちに契約を破

案する等、適宜の措置を講ずるつもりである」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、中川委員より、次のような条件を附して賛成の意見が述べられました。

一、これによつて事業の施設の改善、技術の向上及び能率の増進を期すること。

二、郵便業務は、国家専掌とする本旨に鑑み、委託業務は漸次で得る限り縮小すること。なかんずく通常郵便物の取集、配達等を請負とすることは、特例の場合を除き避くべきこと。

三、委託業者の監督を厳にし、いやしくも誠実を欠く行為があれば直ちに解約すること。

四、委託契約の更新に当つては、少数業者の私的独占の弊に陥らないよう留意すること。

五、不当の利潤を抑制するため、委託料金の公正を期すること。

これに対し、柏木委員及び最上委員の両委員より、同趣旨の条件の下に賛成の討論があり、三木委員から反対の討論があつて、採決の結果、多数を以て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和二十八年七月二十四日 参議院会議録第二十六号 議事日程追加の件 昭和二十八年七月二十八日における期末手当の支給の特例に関する法律案

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長村尾重雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案

昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

第十九条の四(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において適用する場合を含む)、検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)第一条、裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第九条、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第二条若しくは第十條、保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二又は在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七條第三項において適用する場合を含む)の規定の適用を受ける者

で、昭和二十八年十二月十五日以前の日で政令で定める日(以下「指定日」という。)に在職するものに対しては、これらの規定による期末手当の額の計算の基礎となるべき給与であつて、その者が指定日現在において受けるべきものの月額額の合計額に、指定日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に應じて、左の各号の割合を乗じて得た額を、指定日に支給する。

一 在職期間が六月の場合 百分の二十五

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の十五

三 在職期間が三月未満の場合 百分の七・五

前項に規定する者が同項に掲げる法律の規定により昭和二十八年十二月十五日に受けるべき期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該期末手当の額から前項の規定により支給を受けるべき額を控除した金額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 只今、議題となりました、昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案につきまして、人事委員会における審議経過を御報告申し上げます。

本法律案は、七月二十二日内閣より提出せられたものでありまして、その趣旨をいたしましては、国家公務員の夏季の期末手当について、〇・二五月の繰上支給を行わんとするものである。即ち、現行給与法においては、国家公務員に対して、六月十五日及び十二月十五日には、在職期間六月以上の場合、それ〇・給与月額の半月分を支給することになっておりますが、最近における諸般の事情に鑑み、本年度限りの特例措置をいたしまして、年末に支給すべき期末手当〇・五ヵ月分に相当する額の一部を繰上げて支給しようとするものであり、その額

をいたしましては、給与月額額の二割五分、即ち〇・二五月分を最高とし、その他在職期間に應じて支給額に差をつけることとし、支給日は政令で定めることとしたものである。人事委員会においては、本日、政府の提案理由の説明を聴取し、直ちに審議に入つたのでありますが、質疑において明かにされたのは、次のような点であります。

即ち、その支給については、本予算成立後直ちに実施するものであること。次に地方公務員については、従来例により国家公務員に準じて取扱われることを期待するという点、等であります。

本委員会をいたしましては、かねて公務員の夏季手当の増額支給については、政府に対して申入れを行つて共に、その早急なる実現に努力して来た経緯もありますので、質疑終了後、直ちに討論に入りましたところ、一委員より、「先に提出せられた人事院勧告においては、期末手当増額の意見が述べられておる次第もあり、年末に支給されるべき期末手当についても、十分補正等の措置を考慮すべきである」との意見を附して賛成の討論があり、討論を終了し、採決に入りましたところ、本法律案は、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号 奈良県八木町の地域給に関する請願外千百六十六件

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十九より第千百十五までの請願及び日程第千百十六より第千百八十五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。人事委員長村尾重雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 只今、議題となりました、請願千百十八件及び陳情七十件につきまして、人事委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

先ず公務員の地域給に関するものは、請願千百十二件、陳情六十九件であります。これらは、それらの地域における物価、生計費その他の事情から、現行の支給割合を引上げ、又は新たに指定されたいとの要望であります。この地域給に関する請願陳情

は、全国各地域より、非常に数多く参つておりますが、人事委員会におきましても、地域給の制度については、合理的解決を図るため努力いたしている次第であり、委員会においては、これらの願意は、いずれもおおむね妥当なるものであり、政府をして十分に調査研究の上、所要の処置を講ぜしめる必要があるものと認め、一括してこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に、寒冷地手当に関する請願五件、陳情一件であります。それらの市町村の地理的気象条件、気象上生ずる経済的、産業的諸条件等が、現在上級地域として指定されている周辺町村との要望であり、教職員の僻地手当引上等に関する請願一件は、文化施設、厚生施設の乏しい山間僻地で勤務する教職員に対する僻地手当の支給額が低い上に、これらの教職員は、公舎がないために家族と別居生活をしなければならない者が数多く、加えて物価は都市と比べて何ら変りないので、僻地における教職員の経済状態は非常に困窮しており、人事の交流にも大なる支障を来しているから、僻地手当の支給額及び支給範囲の増額並びに拡大を要望するものであります。

人事委員会といたしましては、これらの願意はいずれも、おおむね妥当なものとして認め、これらの請願、陳情を採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

○本日の會議に付した事件

一、電波監理審議会委員の任命に関する件

一、人事院勧告に関する緊急質問
一、人事院勧告に関する緊急質問
一、和歌山県を中心とする豪雨による被害状況調査の派遣議員団の報告

一、日程第二 工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十一号)の批准について承認を求めめるの件

一、日程第三 職業安定組織の構成に関する条約(第八十八号)の批准について承認を求めめるの件
一、日程第四 日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めめるの件

一、日程第五 齒科医師法の一部を改正する法律案
一、日程第六 国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

一、日程第七 国有財産法等の一部を改正する法律案
一、日程第八 証券取引法の一部を改正する法律案

一、日程第九 証券投資信託法の一部を改正する法律案
一、日程第十 昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

一、日程第十一 相互銀行法の一部を改正する法律案
一、日程第十二 国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めめるの件(正倉院の件)
一、日程第十三 国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めめるの件(皇居の件)

一、日程第十四 自治大学校設置法案
一、日程第十五 日本航空株式会社法案
一、日程第十六 水先法の一部を改正する法律案

一、日程第十七 鉄道敷設法等の一部を改正する法律案
一、日程第十八 郵便物運送委託法の一部を改正する法律案
一、昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案

一、日程第十九乃至第千百十五の請願
出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員
河野 謙三君 佐藤 尚武君
小林 武治君 小林 政夫君
楠見 義男君 北 勝太郎君
上林 忠次君 加藤 正人君
片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君
加賀山之雄君 奥 むめお君
赤木 正雄君 森田 義衛君
村上 義一君 宮城タマヨ君
溝口 三郎君 三木與吉郎君
三浦 辰雄君 前田 穰君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
林 了君 早川 慎一君
野田 俊作君 西田 隆男君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号

土田 國太郎君	田村 文吉君	石村 幸作君	青山 正一君	市川 房枝君	戸叶 武君
館 哲二君	竹下 豊次君	秋山 俊一郎君	入交 大藏君	木島 虎藏君	野本 品吉君
高橋 道男君	高瀬 莊太郎君	高橋 進太郎君	仁田 竹一君	赤松 常子君	石川 清一君
高木 正夫君	杉山 昌作君	永岡 光治君	加藤 武徳君	最上 英子君	鈴木 强平君
新谷 寅三郎君	島村 軍次君	上原 正吉君	郡 祐一君	松永 義雄君	武藤 常介君
深水 六郎君	横川 信夫君	山本 米治君	西川 甚五郎君	團 伊能君	平林 太一君
雨森 常夫君	木村 守江君	小野 義夫君	藤田 進君	八木 秀次君	村尾 重雄君
安井 謙君	伊能 芳雄君	平井 太郎君	川村 松助君	八木 幸吉君	加瀬 完君
青柳 秀夫君	高野 一夫君	堀 末治君	池田 宇右衛門君	千田 正君	相馬 助治君
西川 弥平治君	石井 桂君	大和 與一君	湯山 勇君	有馬 英二君	堀木 鐵三君
井上 清一君	関根 久藏君	小林 英三君	草葉 隆圓君	松浦 定義君	菊田 七平君
川口 爲之助君	吉田 萬次君	泉山 三六君	黒川 武雄君	長谷部 ひろ君	上條 愛一君
佐藤 清一郎君	剣木 亨弘君	石坂 豊一君	岩沢 忠恭君	松浦 清一君	棚橋 小虎君
森田 豊壽君	谷口 弥三郎君	秋山 長造君	海野 三朗君	苦米 地義三君	松原 一彦君
長島 銀藏君	長谷山 行毅君	小松 正雄君	大倉 精一君	國務大臣	
宮田 重文君	滝井 治三郎君	河合 義一君	岡 三郎君	内閣總理大臣	吉田 茂君
田中 啓一君	大矢 半次郎君	龜田 得治君	田中 一君	外務大臣	岡崎 勝男君
石川 榮一君	岡崎 眞一君	白井 勇君	清澤 俊英君	大藏大臣	小笠原 三九郎君
松本 昇君	石原 幹市郎君	成瀬 暢治君	小林 亦治君	労働大臣	小坂 善太郎君
植竹 春彦君	岡田 信次君	森下 政一君	小酒 井義男君	國務大臣	安藤 正純君
松岡 平市君	大谷 豊潤君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君	政府委員	
一松 政二君	西郷 吉之助君	江田 三郎君	小林 孝平君	内閣官房長官	福永 健司君
中川 幸平君	寺尾 豊君	久保 等君	田畑 金光君	人事院總裁	浅井 清君
中山 壽彦君	中川 以良君	松澤 兼人君	森崎 隆君	自治政務次官	青木 正君
吉野 信次君	大屋 晋三君	矢嶋 三義君	岡田 宗司君	大蔵政務次官	愛知 揆一君
津島 壽一君	大野 秀次郎君	堂森 芳夫君	藤原 道子君	大蔵省主計局長	正示 啓次郎君
愛知 揆一君	小瀧 彬君	小笠原 三男君	菊川 孝夫君	厚生政務次官	中山 マサ君
古池 恒三君	榊原 亨君	若木 勝藏君	山田 節男君	運輸政務次官	西村 英一君
大谷 賢雄君	高橋 衛君	東 隆君	内村 清次君	運輸省海運局長	国安 誠一君
横山 フク君	西岡 ハル君	三橋 八次郎君	荒木 正三郎君	運輸省航空局長	栗沢 一男君
重政 庸徳君	小澤 久太郎君	羽生 三七君	野溝 勝君	局監理部長	
鹿島 守之助君	木内 四郎君	千葉 信君	三木 治朗君	郵政政務次官	飯塚 定輔君
藤野 繁雄君	近藤 信一君	山下 義信君	加藤 シツエ君		

昭和二十八年七月二十四日 参議院會議録第二十六号

三九〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三〇〇
電報掛東京一九〇〇官報